

第九十六回国会 農林水産委員会 議 録 第 五 号

昭和五十七年三月十六日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 羽田 孜君

理事 加藤 紘一君

理事 戸井田三郎君

理事 新盛 辰雄君

理事 上草 義輝君

理事 川田 正則君

理事 志賀 節君

理事 保利 耕輔君

理事 山崎平八郎君

理事 島田 琢郎君

理事 竹内 猛君

理事 安井 吉典君

理事 神田 厚君

理事 藤田 スミ君

出席政府委員

林野庁長官 秋山 智英君

林野庁次長 島崎 一男君

委員外の出席者

参 考 人 (東京大学農学部教授) 金光 桂二君

参 考 人 (東北大学農学部助教授) 西口 親雄君

参 考 人 (理化学研究所主任研究員) 見里 朝正君

参 考 人 (森林・林業政策調査室長) 木村 武君

参 考 人 (朝日新聞編集委員) 大谷 健君

農林水産委員会調査室長 小沼 勇君

委員の異動

二月二十五日

辞任 小川 国彦君

補欠選任 横路 孝弘君

同日 横路 孝弘君

辞任 小川 国彦君

同日 横路 孝弘君

辞任 藤田 スミ君

同日 金子 満広君

辞任 金子 満広君

同日 藤田 スミ君

辞任 藤田 スミ君

同日 金子 満広君

辞任 金子 満広君

同日 藤田 スミ君

辞任 藤田 スミ君

同日 金子 満広君

辞任 金子 満広君

同日 藤田 スミ君

辞任 藤田 スミ君

同日 金子 満広君

辞任 金子 満広君

同日 藤田 スミ君

辞任 藤田 スミ君

同日 金子 満広君

辞任 金子 満広君

同日 藤田 スミ君

辞任 藤田 スミ君

同日 金子 満広君

辞任 金子 満広君

同日 藤田 スミ君

辞任 藤田 スミ君

同日 金子 満広君

辞任 金子 満広君

三月十五日
種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一號)
農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二號)
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案(内閣提出第六三號)
同日
木材産業の不況対策に関する請願(東家嘉幸君紹介(第八二七号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

○羽田委員長 これより会議を開きます。
松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため、参考人として東京大学農学部教授金光桂二君、東北大学農学部助教授西口親雄君、理化学研究所主任研究員見里朝正君、森林・林業政策調査室長木村武君、朝日新聞編集委員大谷健君、以上五名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。本案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承りまして、審査の参考にいたしたいと思っております。

次に、議事の順序について申し上げますが、金光参考人、西口参考人、見里参考人、木村参考人、大谷参考人の順序で、お一人十分程度の御意見を述べた後、その後、委員の質疑に對してお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に對し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いたします。

それでは、金光参考人にお願いたします。金光参考人。

○金光参考人 東京大学の金光でございます。私は農学部附属演習林にありまして、森林学、森林昆虫学を専攻しております。松くい虫問題に最も深い関心を持っている者の一人でございます。

私は、森林というものが長い年月の間に絶えず変化するものだという見方をしております。こうした観点から、現在の松林、特にいま問題になっておりますアカマツ、クロマツ林ができてきた過去を振り返ってみますと、最近の数百年におきまして、人間のつくった生活環境の中へ松は大変巧みに適応し、繁栄してきた樹種だと言えます。

また、松は大変有用な木でありまして、人間が積極的にこれを植栽し、繁栄を助けてきたという歴史もあります。現在人間が居住しております地域、その周辺、至るところ松林になっておりますが、人手の入つておりません深山幽谷というところでは、松林はほとんどありません。

こうして来てきた松林をもしこのまま放置しておきますと、植生の動態という観点では、ある場所では徐々に常緑の広葉樹林に変わっていくであろうと私は予想しております。しかし、松は元来荒れ地に強い樹種でございますので、人間の活動が継続し、ほかの樹種が育ちにくい状況がありますと、その場所は松林で続くかと思っております。

松林の過去、現在、未来がこうした変化をたどるといふことを底流に置きまして現在の松枯れ問題を考えてみますと、古い大きな木が枯れましてそのかわりに若い木が生える、あるいは松が枯れた後にガシ、シイ、クヌギというような広葉樹が生えるといふことはきわめて自然な現象であつて、こういう樹種交代が自然に行われるのがむしろ望ましいような場所も日本の各地にございま

したがって、現存する松あるいは松林を一本も枯らさないように守るというのはいさし狭い考えだと私は思います。別な言い方をいたしますと、ある程度の量の松は枯れてもよいというような考えの方が健全な森林政策であると私、考えております。

しかし、現実には多量の松がいま枯れております。その中で、枯れてもよい松林と枯らしてはいけない松林を区別して、後者の松林について限定して害虫駆除を行うというのが賢明な策だと考えます。

さて、防除を必要といたします森林に対して、航空機による殺虫剤の散布、いわゆる空散は、現在、私もが実行し得る手段の中で最も経費も安く、そのわりにきわめて効果の高い防除法であります。しかし、空散に限らず、地上散布も含めまして殺虫剤を散布するというだけでは、これまでの経験から申しましてどうしても十分な防除効果が上げられないという現実があります。これは殺虫剤の施用に伴いまして生ずるさまざまな環境汚染を考慮し、散布回数あるいは散布量を制限しなければならぬとか、害虫でありませマダラカミキリが一年じゅうの大部分を樹木の中で過ごし、成虫になって出てくる時期が大変まちまちで、早く出るもの、遅く出るものがありますために殺虫剤の網にかからない個体が出てまいりまして、駆除効果が低下する原因になっております。

かつてオーストラリアとニュージーランドで、一九五〇年代と六〇年代に、ラジアータマツ林にノクチオキバチという害虫が発生いたしました。大被害を起したことがありますが、その駆除に当たりまして、当然のことながら航空機による大々的な殺虫剤の散布も行われましたが、それと並行いたしまして、かの国の国、公共機関が相当額の補助金を出して被害木を伐倒し、搬出して、その中にいる害虫もともパルプに利用したという駆除法を行いまして、大変大きな成功をおさめたというふうに聞いております。

日本の場合にも、いま松は枯れておりますが、この枯れた直後であればまだ十分パルプ材として利用できるものであつて、大変貴重な天然資源を有効に利用し、それが同時にきわめて確実な害虫防除となるならば、これは政府において国策としてでも、民間のパルプ会社とかチップ工場と契約して被害木を買い取らせる、そういうような政策がとれないものだろうか、かねがね考えております。

今回、改正になります防除法案は、従来の空散一点張りというような特別措置法を大幅に前進させて、特に被害木の破壊、焼却、こういったことを義務づける特別伐倒駆除や、また、松をほかの樹種へ転換するというような多様な防除対策を盛り込んでいける点で、私はこの法案を高く評価しております。

近年、松枯れが大変多いので、このまま参りますと松くい虫によって日本から松がなくなるのではないかとというような悲観論が一部私の耳にも入りますが、そんなことは決してございせん。松がなくなるということは絶対にあり得ないと私は断言してもいいと思っております。

私が勤務しております東京大学の千葉演習林は房総丘陵の中心にありますが、昭和四十年代に松くい虫の被害を受けましてたくさん松が枯れました。しかし、その跡地を詳しく調べてみますと、大径木がまだ点々と残っております。枯死率で申しますと、五〇から一〇〇のもの生き残っております。そして、これらの松はある程度の抵抗性を持っておりまして、たゞいま昭和五十三年、五十四年、五十五年と連続三年人工的に材線虫を接種いたしました、なお枯れない松を、有力な抵抗性候補木として、それから穂をとり、また種子を採取して、現在、苗木生産を行っております。こうした抵抗性の松がもうすでに九州初め関西一円で、国立林業試験場、材木育種場等たくさん見つかつておると聞いております。日本列島の多くの松林で、このように確認はされていらないのですが、抵抗性のあるものが天然にたくさんあ

るかと思像いたします。それから種子が落ちて、ある程度の抵抗性を持つ若木が各地でたくさん育っていると想像されます。こういった抵抗性松を今後植えることができるということが現在の松枯れに対し有効な対策であると確信いたしまして、私の意見陳述を終わります。

○羽田委員長 ありがとうございます。

次に、西口参考人にお願いたします。

○西口参考人 東北大学の西口でございます。松枯れに關しまして私の基本的な考え方を申し上げます。

松が枯れるというにはいろいろ原因がございまして、水が切れただけでも松は枯れます。しかし、いま伝染病のようにどんどん広がっていく松枯れ、これはマツノマダラカミキリというカミキリムシ、それからマツノザイセンチュウという小さな線虫、これの共同作用によるものであるということとはほとんど疑う余地がございせん。ですから、マダラカミキリとマツノザイセンチュウのコンビ説といえますか、それ以上うまくこの現象を説明できる説が現在のところほかにございせん。ですから、もしマダラカミキリなり材線虫なりに打撃を与えたいといいますが、その病原を断つことができればこの被害型の松枯れは防ぐことができます。事実、その松枯れが起こっている林分から枯れた松を切つて林外に搬出する、外へ出してしまふということをするだけでも松枯れはとまる、そういう実例がございまして。

もう一つ、基本的に重要なことは、この松枯れの原因であるマツノザイセンチュウは、どうやらアメリカから日本へ侵入してきたものらしい。つまり外来病だということなんです。病原微生物が自国のものであると外国のものであると、どちらでも関係ないというような見方をされる人もいますけれども、実はそうではなくて、外来病といふものは非常に恐ろしい。世界に三大樹病と言われているものがございまして、一つはクリの胴枯れ病、二つ目はストロブ

ゴウマツの発疹さび病、三番目がオランダ・ニレ病という三大樹病と言われているものがございまして、それはいずれも病原菌が外国から侵入したものであります。それで日本の松枯れ病は世界第四番目の大樹病になるのではないかと私は考えております。それほど激しいものなんです。なぜ外来病がこわいか。それはその木の方に抵抗性が全くないということなんです。どんな生き物でも、人間も含めまして病原微生物に対して生物というものは全部抵抗性を持つておるものです。もし抵抗性を持つてなければやられてしまふ、滅びてしまふ。つまり、生き物は絶えず病原微生物と接触することによって抵抗性を獲得する、歴史的にそうなつてくるのでありますけれども、外来病原菌に対しては抵抗性を持ってない、いわば白紙の状態なんです。ですから、こういうものに對しては、全部が全部じゃないのですけれども、へたをすることとことんまでやられてしまふということがございまして。その世界三大樹病と呼ばれているものが実はことんまでやられた例なんです。この松枯れもいわばその危険をはらんでいるということなんです。つまり、それだけの松枯れ病というのは非常に恐ろしいものだといふ認識がまず必要じゃないかと思ひます。

では、どのようにすればいいのかということなんですけれども、もちろん空散でいろいろ対応していくことも必要でありましようけれども、私は、基本的には日本の森林の體質を改善するといふことしか切り抜ける道はないのじゃないかという気がいたします。

それに關連しまして、今回の法律改正について少し意見を申し上げてみますと、結局松枯れに対しては、はつきり言つてこれだといふような決め手がないのです。前回の法律は五年の期限立法でして、いわば五年間の実験期間だったと思つて、五年過ぎたいま、多少部分的な効果はあつたと考えますけれども、全般的に見れば、いろいろ理由はあつても、松枯れというのは鎮靜化の方向にはない。これはどうも事実です。と

すれば、次の五年間はどのようにやるべきか、少しやり方を変えてみるべきじゃないかというふう

に考えるのです。

確かに、今回提出された改正法案を見ますと、「特別伐倒駆除」というようなものを新しく導入したり、それから被害林の樹種転換を積極的に打ち出すなど、そういう多面的、総合的に取り組む姿勢が見られております。これは僕も大変結構なことだと思えます。しかし、特別防除、つまり薬剤の空中散布に多額の経費を計上している、多額の予算を計上しているというところを見ると、やはりまだ薬剤散布に依存するといえますか、頼っている傾向、姿勢がなまじりもあらうと思

私は、薬剤の空中散布は最後の切り札としては必要だと思えますけれども、それに頼るべきではないんじゃないか。たとえば、どうしても守らなければいけない海岸防潮林、こういうものに對して、いま空散で守っているところもございませうけれども、いつまでも空散に頼るべきではない。やはり究極的には薬なしでできる防除法を考え出さなければいけない。たとえば被害木の伐倒、焼却あるいは今度法案に出てきましたようなチップにするとか炭化するとか、そういうような形の利用、そういうような薬を使わないやり方を考え出さなければいけない。それで、空散というものはあくまでもそういう薬なしのやり方ができるまでの経過措置といえますか、それに至るまでの過程でございまして、永久に空散に頼っているようでは、これは永久に解決できないのではないかとこのうに心配するわけなんです。

結局、伐倒、焼却あるいは利用というふうなそういう手段を大いに使おうべきだと思ふのですけれども、たとえば被害地ではなかなかそういう手段をとることができない。ですからそういうところでは、全面的にまだ被害が林に及ばないうちに早目に全部切つて利用してしまおうというふうな健全林群、健全というか、枯れた林群だけじゃなくて、枯れる前の林群をも、枯れるということがわ

かつたら早目に切つて利用してしまふ、そして、別な樹種を植えるとか天然更新をして別な森林に育てるとか、そういう樹種転換を積極的にするべきじゃないか、そういうことにしてもつと予算を使うべきじゃないかというふうな考えでおります。

要するに、従来は、薬をまけばそれで防除完了というふうな感じがございましてけれども、そうじゃなくて、薬をまくのはあくまでも経過措置であつて、森林の体質改善、それが松くい虫の根本対策である。要するに、発想の転換をこの際やるべきじゃないかというふうな考え次第でござい

ます。

○羽田委員長 ありがとうございます。

次に、見里参考人にお願ひいたします。

○見里参考人 理化学研究所の見里でございます。

私は、昭和二十一年から約二十年間農林省の農業技術研究所で、四十一年から現在に至るまで理化学研究所で、三十六年間農薬の研究をしております。その間、主として新農薬の開発研究で農業用抗生物質とか大豆レシチン、重曹農薬というふうなソフト農薬の開発の研究をしております。直接松くい虫の仕事には関係しておりませんが、松くい虫に關しましては、昨年、松くい虫防除問題懇談会の委員として一年間勉強させていただきました。そういう以上の経験から、主として農薬という立場から今回の法律案についての参考意見を述べさせていただきますと思

います。

農薬の空中散布に關しましては、空中散布をしてるのに被害面積が拡大しているではないかというふうな意見がよく聞かれます。けさの朝日新聞の「論壇」にもそのような意見が載つておりました。そういうようなことが言われるには、私は二つの理由があると思ひます。

まず第一は、農薬では、たとえば稲のいもち病の場合なんかですと、非常に広面積に對して同時防除、同時に農薬の散布が行われますので、完全な防除ができますが、松くい虫に關しましては、モザイク状と申しますか、一部分の面積だけで、大部分の面積には農薬はまかれていない。したがつて感染源はほかにたくさん存在するということが一番大きな原因ではなからうかというふうな思ひます。すなわち、お配りされている資料の中にあると思ひますが、松林の面積は二百五十万ヘクタール、被害面積が六十六・七万ヘクタールに對しまして、空中散布がされた面積が十三・三万ヘクタール、地上散布が一萬ヘクタールで、薬剤散布されたのが合計十四・三万ヘクタールにすぎません。すなわち、松林面積に對しては五％、被害面積に對しては二・二％というわけでありまして、この感染源がほかにたくさんあるということ、一番防除に徹底を欠いた点だと思ひます。しかしその点、今回、特別伐倒駆除命令が出されるというふうな法案が大きく改正されたことは、非常に大きな進歩であるというふうには思ひます。

それから第二の理由として、散布回数がございまして、これはこの法律が通つた昭和五十二年三月の議事録を拝見いたしますと、そこで馬場先生が御指摘になつておられますが、二回散布では足りないんじゃないか、三回、四回またの方がいいんじゃないかというふうな御指摘がございまして、私も確かにそう思ひます。空中散布しますスミチオンの有効なのは三週間ぐらいですから、それを二回まいても一カ月半ぐらいですが、それに対してマダラカミキリの発生は二月以上上るといふようなことで、この前、昭和五十二年に伊藤一雄先生が答弁されておりましたが、確かにそうだと二回だと約八〇％ぐらいの防除効果しかないというふうなこと、しかしやむを得ないというふうなお話でしたが、そういう意味ではやはり防除がいわゆる完全な防除にはなっていないかつたんじゃないか。たとえば、私二、三年前に四国の栗林公園に参りましたが、栗林公園なんかは周りの山は全部松林が枯れておりましたけれども、栗林公園、もつともあそこは松林、松がなければ公園が成り立たないということですが、栗林公園の松は青々としておりまして、一本も枯れておりません。そのとき同行しました四国の農事試験場の方の話によりまして、地上散布で年に四回ぐらいまいておるといふような話でした。それから虹ノ松原その他の実際に防除を完全に行つてるところでは、十分に松枯れが防げているのではないかと

いうふうな思ひます。

それでは、その対策としてはどうしたらいいかということになります。それはもつと散布を徹底的に行うということが一つですが、しかしそれは無理といたしましても、やはり必要最小限度の松林を守ることがあります。松林を守ることがあります。松林を對する地域住民の理解を求める必要があると思ひます。それに対しては、まず一番重要なのは農薬の危険性といひますか、それへの理解を深めてもらうということです。

農薬の危険性に対しては、二つの考え方があります。すなわち、直接的な毒性と間接的な毒性です。直接的な毒性といひますのは、すなわち、パラチオンの例に見ますように、農薬の事故につながる直接的な毒性でございまして、ところがパラチオンは分解して、これは間接的な毒性はございませぬ。間接的な毒性の代表はDDT、BHCです。DDTは戦後日本人がみんな頭からかぶつても安全であるといふぐらいに、DDTがい直接的な毒性のない安全な農薬はございませぬ。しかしながら、DDTは間接的な毒性、すなわち分解しないで環境汚染をして、それが生物濃縮して人畜に蓄積するといふ間接的な毒性が強いといふことで禁止になつたわけでございます。

すなわち、農薬にはその二つの毒性があるんですが、空中散布されているスミチオンの毒性はどうかといひますと、スミチオンは直接的な毒性はLD50がマウスで千三百三十六ミリグラム・パー・キログラムといふことで非常に低毒性になつております。しかし、スミチオンはなぜそれじゃ虫を殺すのかといひますと、人間、高等動物の場合にはスミチオンを分解する酵素がございまして、虫には

それを分解する酵素がないということで、虫だけに非常に選択的によく効くという作用機構でございませう。それで間接的な毒性はどうかといひますと、スミチオンは比較的早く分解しまして、環境にそれほど大きな影響を与えないといふことは、五六年間の実際の空中散布をやった結果の資料からもおわかりいただけると思ひます。

そのほか、空中散布の面積からいいますと、農業用に使われております空中散布の面積は百四十万ヘクタールで、そのうちスミチオンが十八万ヘクタール散布されておりますが、林業では先ほだ言ひましたように十三万ヘクタールであります。そのほか、スミチオンは国内では農業用として二千三百九十九トン、防疫用として百八十三トン使われておりますが、海外に輸出されて使われておりますスミチオンの量は日本国内よりもはるかに多くて、三千四百三十三トン使われておりまして、日本以外に約五十万トンで使用されております。カナダではそのうち三百九十トンが森林に散布されております。

それでは空中散布以外に方法がないかといひますと、あと人家が密集したり、人家に近いようなところ、たとえば、鎮守の森とか公園とか公園などの名木、こういうものに空中散布するわけにはいきませんが、こういうものに對しては浸透性の殺虫剤で単木処理をする研究開発がされております。すなわち、樹幹注入といふのが二種類、土壌施用が一種類研究開発されております。

たとえば、樹幹注入の方はテラクワPという薬がございませう。これは五〇％水溶液が五十ccのアンブルに詰まっております。一メートルの高さのところからハンドドリルで九ミリの穴をあけて、そこから注入するといふことですが、これはマダラカミキリの羽化三カ月前までに処理するといふことで、約二年間の残効がある、二年間有効であるといふことになっておりますが、これは急性毒性が十ミリグラム・パー・キロといふことで非常に強いといふことで、まだ登録が許可になっておりませう。しかしながら、これよりは低毒性であります。

といふことで現在同じくネマノーン注入剤といふのが開発されておまして、これもテラクワPと同じような使い方をしまして、効果が約一年といふことですが、開発されておます。これのLD50はマウスに對して二百九十ミリグラム・パー・キロといふことで、テラクワPよりもかなり減つて低毒性になっておまして、劇物に指定されておます。

それから土壌施用のダイシストン粒剤五％といふのがございませうが、これは松の根元に半径約一メートル以内全面に散布あるいは溝を掘つて施用するといふことで、これは十二月ないし二月に施用して、根から吸収移行させて松くい虫を防除するといふような使い方がされておます。ただし、これは一本の木に百五十グラムの粒剤をまくといふことで、環境汚染といふ面でもよく問題があるのではないかとと思ひます。

いづれにしても、樹幹注入の場合には環境汚染には全く関係なく防除できるといふことですので、かなり有望な薬ではないか。特にネマノーン注入剤といふのは現在登録申請中で、毒性も低いといふことで登録が近く許可になるのではないかとといふふうに言われておます。

しかし、いづれにいたしましても、こういう薬は二百九十ミリだか低毒だとも言へません。論議で、これもやはり前に私が同じく朝日新聞の「論壇」に投稿したことがあるのでございませうが、農薬土制度といふものをつくるべきではないか。やはり農薬といふものに毒性がある以上、これをだれでも使つていいといふふうにはしないで、危険な農薬でもそういうライセンスを持つた人が扱つて防除。たとえばテラクワPなんといふのも毒性が強いからなかなか許可にならなかつたのですけれども、これもそういうライセンスを持つていける人がもつと早く使つていけばもつとたくさん名木が松くい虫の被害から防げたのではないかとといふふうに思ひます。

アメリカの場合には農薬の使用にはライセンス制度がございませう。医業でもお医者さんの使う薬と一般の薬屋さんで使う薬が異なりますように、農薬の場合にも、一般の普通の農民が使える本當に事故のないような安全な農薬と、それから少し危険だけれどもやはり特効薬的によく効いて治すといふような薬、これはライセンスを持つた人が使えるような制度にするといふことが一番いいのではないかとといふふうに私は思ひます。

これに關しましては、たとえば全国の農業協同組合、いわゆる全農の農協系にもいろいろなそういう専門家がおりますし、それから全商連系といふのですか、商系の方にもそういう専門家がおります。そういうのは皆講習を年に何回か受けて専門的になつておますから、全国合わせると数千人の専門家がいますので、そういう人たちが動員してそういうライセンスを持たせて、その人たちにそういう薬を使わせれば事故が防げるのではないかとといふふうに思ひます。

これは余談ですが、ことしの夏に国際農薬学会といふのが京都で開かれ、約千五百人の人が内外から集まりますが、そのときの主要テーマといふのがヒューマンウェルフェア、エンバイロメント、ペステイサイドと言ひまして、人類の福祉、農薬といふのでございまして、農薬は人類の福祉、要するに、食糧増産とか防疫だとかあるいはその環境を守るといふことに役立っているんだといふことを私は信じているわけがございませう。

以上で終わります。

○羽田委員長 ありがとうございます。

次に、木村参考人にお願ひいたします。

○木村参考人 参考人の木村でございませう。本委員会に付託審議されております松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案について意見を述べたいと思ひます。

昭和五十二年第八十回国会で現行の松くい虫防除特別措置法が成立をいたしました。以来五年を経過して、この年度をもつてその効力を失うわけがございませうが、この法律案審議の中でも大衆論議があつたところでございませうが、政府は、当

時、松枯れ被害について松くい虫によるものであるとして、その防除策をもつばら薬剤の空中散布、つまり特別防除によつてその被害を立本数一％以内の終息型に持ち込み得るといふ確信を再三にわたつて披瀝をして、特別防除のみではその効果は疑わしいとの意見を押しつけて成立させたわけがございませう。ところが、その結果は、御存じのとおり被害は終息どころか一層拡大し、その傾向を強め、今日の事態を迎えているものであります。この責任はきわめて大きいと言わなければならぬと思ひます。

本法案について、さきの政府提案理由、説明によりまして、今日の被害拡大の理由として、昭和五十三年度の高温少雨であつたこと、特別防除の実施面での限界があつたこと、こういうふうになられておます。これは全く責任逃れだと思ひたいといひます。実施面での限界といふことは、言いかえれば、実施の段階で思ふようにできなかったといふことでありまして、それは結局、薬剤を空中からばらまくといふやり方が、地域住民にとつて薬剤の具体的な被害事実を知るに及んでその安全性に不安を抱き、反対の動きが出て、それを説得し得るだけのものを持ち合わせていなかったからであると思ふのであります。このことは、すでに當時から予見されていたところでありまして、今日においてもなおこの安全性に對する危惧は解消されておられません。むしろ、各地での被害事実はその不安を一層強めていけるように思ふのであります。

もともと松枯れを効果的に防除するためには、松林に對してふだんからの積極的な保育管理、そういうものを行ひまして、健全かつ旺盛な林分形成に努めることが重要だと思ふのであります。しかも、単木被害程度のうちに積極的な先手を打つて被害を除去することが最も適切確実なものであると思ふのであります。仮に、薬剤を空中から散布するにしても、そのみに頼るのではなくて、伐倒駆除等の防除策を幾つか組み合わせることでよつて効果を発揮し得るものだと思ふのであ

ります。

幾つかの実例が示すように、空中散布地の周辺の伐倒駆除を怠ったために、散布地に松くい虫が入り込み松枯れ被害が出ているところさあるのであります。このように、薬剤空中散布は、それは絶対的な防除策ではなく、むしろ伐倒駆除等を主体として、これの補完的、補助的手段として用いるべきであらうと思ふのであります。

その意味で、今回、提出されております本法案は、特別伐倒駆除や樹種転換などの手段を組み合わせて、総合的に防除策をとることとなつております。そういう点は、これまでよりも前進的なものとして評価し得ると思ふのであります。しかしながら、その予算措置や実施計画を考えると、まだまだ薬剤の空中散布に軸足を置いていると見ざるを得ません。このままでいきますと、またその本法案成立以降五年後のことがおおよそ想定されるのであります。むしろ日本の松林は壊滅に瀕し、防除対策を施す林分すら見当たらないという皮肉なことになりかねないと思ふのであります。

そこで、そのような事態を招かないために、本法案について次の諸点を修正し、その防除策を充実すべきだと思います。

その第一は、法律名であります。いま申し上げましたように、従来の失敗を繰り返さないという発想の転換が必要であります。防除策内容を総合化し、大きく転換しようとするならば、当然、法律名もその目的、内容にふさわしい法律名として、大方の協力のもとで行政の実効を上げていくべきであり、従来の発想を引きずって単に延長させたもの、そういう印象を与えることはこの際拭すべきであると思ひます。私は、これは形式の問題として言っているのではなくて、このような被害の事態を一刻も早く終息させるためには、何といつても行政の信頼を早く取り戻すことであり、そのためには、行政としてメソッドにこだわることなく、謙虚に改めるべきは改めて、全体の協力を得ることが必要であると思ふのであります。

す。

第二は、第三条の「松くい虫の被害対策に関する基本方針」での特別防除にかかわる問題であります。

政府案は、特別防除による被害についての必要事項を、農林水産大臣が基本方針で定めることとしております。この点は、これまでの法律の条項を単に並びかえただけで、薬剤の空中散布による防除被害について配慮すべき事項は農林水産大臣に委任している点で、変わるところはないわけであり、これまでの特別防除による地域的トラブルの事例等から考えて、このような自然環境、生活環境の保全に関する事項を行政措置として委任することは、今日の国民的要請からして当を得ないものであると考えるのであります。したがって、特殊鳥類、天然記念物等の貴重な野生動物植物の生息または分布している地域や、現に居住している家屋や学校、病院、飲料等の水源などに薬剤をばらまき流入させることのないよう、自然環境、生活環境保全のために、必要最小限の条項を明記し、これら該当地区には空中からの薬剤散布を禁止し、特別伐倒駆除等他の防除策をとるよう修正すべきだと思います。

第三は、政府案第八条に関連しての問題であります。特別防除を行うに当たって、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさない必要な措置について、これらの関係者からの同意を得て行うよう規定すべきであります。特に、蚕、桑、葉たばこ、ミツバチ、水産動物の増養殖場などについては、薬剤を空中散布する際はこれらの人たちに必要な防護措置の協力をも願わなければならないわけでありまして、このような直接利害関係者については、少なくともこれらの人から同意を得ることが必要だと思ふのであります。

第四は、特別防除を計画するに当たっては、地域の実情に応じて自然保護団体等とも十分説明、意見を聞き、話し合いが行われ、理解が得られるよう努められるべきであり、その趣旨の条項を盛り込むべきであると思ひます。

第五は、特別防除を実施するに当たっては、薬剤による被害を及ぼさぬよう適切な被害防止対策を講ずるとともに、地域住民や当該地域の、たとえば登山者とか釣りをする人、山菜取り、そういう人山利用者に對して周知徹底を図り理解を得るよう努めるべきでありまして、その趣旨の条項を盛り込むべきであると思ひます。

以上、本法案について、ただいま申し上げた修正事項を入れ、総合的防除の実効を上げ、松枯れ被害の一日も早い終息をもたらすよう願ひまして、私の意見開陳を終わります。

○羽田委員長 ありがとうございます。

次に、大谷参考人にお願ひいたします。

○大谷参考人 大谷でございます。ではさっそく、松くい虫法案について意見を述べさせていただきます。

現在の法案の松くい虫防除特別措置法ですけれども、五年たつてみましてもいろいろ欠点があるわけであります。この措置法の根幹をなすものは、やはり林野庁の研究陣がマツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリの因果関係をめぐりに説明されて、それを退治する農薬とか、いろいろそういう実験を重ねられたわけでございます。現在のマツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリの因果関係の発見というのは、私は非常に大きな発見だと思ひますけれども、やや自信と気負いがあつて、その因果関係を説明し薬剤を散布する、それが特効薬であり、しかもそれはわれわれ国がやってやるといふ、一つの何か気負ひみたいなものが感じられるわけでございます。しかし、五年の経過を経まして、自然の脅威というのは人間の努力よりはるかにまさる非常に強力なものであるということがわかつてまいりました。

もう一つ、やはり国が県を使つて上からやるというのじゃなしに、松くい虫防除というものは下から、住民から盛り上がつてやらなくちゃならない。松くい虫の現在の被害地というのは私有林が圧倒的に多いわけであります。自分の山の松を守るという意識をもつと強く盛り上がらなければ

はいけなかつたわけでございまして、国が大いにやろうという一つの自信というものでやつてきたわけでございまして、下からの協力が非常に足りなかつた。その点、いまの法の問題点がござい

今度の法案が改正されますと、松くい虫被害対策特別措置法ということになるわけでございしますが、この対策は従来の空中散布重点政策よりもいろいろの方法で多角的になったということ、それと同時に、やはり重点的になったということですね。この対策の変更というのは、正しいあり方であると思ひます。

もう一つ、地元の自主性というものがやはりなくちゃならないということが自覺されて、市町村実施計画という項目を入れられたというの、当を得ているというように思われます。やはり自分の山の松の木が枯れるのを黙つて見ていてという住民のあり方というのは非常に問題でございまして、たとえば茨城県で県の人が松枯れ病の対策を相談しに行ったところ、いや県でも国でもどうでも何とかやつてくださ、どうせ処理していただければここを宅地として売れるのですからと言つたというのですが、そういうことでは大変困るわけでございまして、たとえば空中散布したところがあるのですけれども、やはり周囲の境界線というものには散布しないために、それで徹底的に駆除できないわけではございません。なるほどハチとか蚕とかハマチとか、そういうものは大事でございませうけれども、選択の問題でございまして、そういう個々の家業の人にしばらく遠慮していただいて、駆除するところは徹底的に駆除するという重点政策でやらなくてはならないのに、それに遠慮したあげく、結局、不徹底なものになつたという例が大変多いわけでございまして。たとえば、県が薬剤を配りましても、配られたまま農家の倉庫の中に入られていてという例も大変多いわけでございまして、地元の自主性をもう少し喚起するという立場、これは行政と言つて政府や県に任せるのじゃなしに、やはり地元から盛り上がるものを沸

立たせなくてはならないという気がいたします。

しかし、率直な話、松の木に対する松の持ち主や住民の意識が非常に薄れているわけでございます。つまり、松林が日本人、所有者に見捨てられているわけでございます。つまり、そのことは松材が価値を失ったということでございます。松と

いうのはかつてエネルギー資源でありまして、薪や炭の材料になったのですが、それが全部石油に取ってかわられました。木材の資源であつたわけでございますが、これは国産材から輸入材への転換によって価値を失った。肥料も堆肥だったのが化学肥料に取ってかわられた。食糧資源として松林からマツタケがとれましたが、松林の管理が行き届かないためにマツタケが余り生えず、かわりにシイタケというものが出てまいりました。つまり、松というものは何にも価値がなくなつた。だから自分の所有の松が枯れているのに黙って見捨てているわけでございます。

しかし、この松がなくては大変だということとはちやんとそれを保護しております。大洗ゴルフ場というところをごらんになつたらわかりますが、大洗ゴルフ場は松の木がなければゴルフ場としての価値を失うわけです。ですから必死になつて、金銭を投じて守っております。いまもみごとな松林がございます。そういうわけでございます。松材が経済的な価値を失つたというところに現在の松くい虫の非常に大きな問題点があると思われま

究極の問題としては、松材がもつと価値を持ってくるように、松材が一つの価値を持ってくる時代というものはあるのだろうかというところ。松林が松くい虫に食われた後、それを再び松としてやるのか、あるいは日本にとつて経済的にもつと価値のある木に植えかえるのか。松の利用形態がいま非常に変わつてまいりましたから、その松の価値というものをどう見るかによつて、今後松くい虫に食われた後の森林というものをどういうものにしていくのかということが決まつてくるものと思われま

ただ、一つの明るい材料としましては、世界の森林資源がだんだん減つてくるということでございます。そういうことで木材の市場価格というものが今後上がつてまいりましたとき、市場価格の騰貴に応じて日本の森林も見直されるときがあるかもしれません。

林野庁の推定では、終戦時に植えた木が現在ちやうど三十年を経過しておりますが、もう十年、二十年たちますと五十歳になるわけでございます。この中には戦後チップ材として植えた松がたぐさんございます。それが十年、二十年の間に成木となり、われわれ日本人としてそれを利用してきく道が開けるわけでございますが、それまでこの松くい虫防除という手を打っていかなくてはならないだらうと思ひます。

この松くい虫被害対策特別措置法といひますものはあくまで対症療法でございます。これで非常にひどい被害に鎮痛剤を与えるというだけでございます。まして、日本の森林あるいは日本の林業の噴き出した矛盾がこの松くい虫に出てきているという気がいたします。だから、この特別措置法という対症療法は必要でございますけれども、その上にさらに重ねて、日本の森林政策、林業政策を深く御検討いただくよう、先生方にお願ひしたいと思います。

じや終わります。

○羽田委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○羽田委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。亀井善之君。

○亀井善之委員 ただいまは参考人の皆さんから大変貴重な御意見を承りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。いろいろむづかしい議論もございします。先般、私も、現地視察に茨城県に参りました。そうい

う中で、想像以上にあの枯れた姿を見てまいりまして、大きな問題としてこれを取り上げていかなければならない。特に、松が日本古来のものとして日本の景観に、あるいはまたあの緑が私たちの生活に潤いを与えてくれている、いろいろの問題があるわけでございます。

そこで、ひとつ木村さんにお伺いをしたいわけでございます。松くい虫の専門家というふうなことも承つておるわけでございます。

この間も、現地視察の中で話が出てきたわけでございますが、被害の原因につきまして、これは先ほどもお話がございましたマツノマダラカミキリ、マツノサイセンチュウ、こういう問題もあるわけでございますが、現在、いまだに大気汚染を挙げている面があるわけでございます。全国的に被害面積を見てまいりますときに、茨城県がのどおり大変大きな被害の面積を占めておる、あるいはまた四国であるとか九州であるとかあるいは静岡県、ある県におきましては突出的にふえておる、こういうようなことも見ることでございまして、関係なしに、広域に一定の時期に松が大量に枯れていく現実を見て、なおそのような主張をされていく方がおるわけでございますが、このことについてどうお考えになるか、あるいはまたこのように松が枯れていくのと大気汚染の因果関係、これを科学的に裏づけると申しますか立証した研究があるものであれば、ひとつあわせてお伺いをしたいわけでございます。

さらにつけ加えれば、今日のあのような激甚な被害が松くい虫によるものでないということを実証しているような研究があれば、それもひとつ伺わせていただきたいわけでございます。よろしくお願ひします。

○木村参考人 答えたいいたします。

第一点の松枯れの原因の問題であります。確かに今日の松枯れという現象はマツノマダラカミキリが運ぶマツノサイセンチュウ、つまり松くい虫による枯れが大半だと思ひます。

問題は、御質問のように大気汚染との因果関係であります。私は化学の方は余り詳しくございせんが、もつぱら森林施業の方に携わつてきておりまして、その経験から言いますと、たとえば、同一林分の中でも松くい虫に被害を受けた林木と受けないものがあるわけですね。それを分類してみますと、林業関係で言いますと樹勢と非常に関係を持つていふふうに見られるわけでありま

す。つまり、同じ林分でありながら、しかもそこには松くい虫がはびこつていながらかわらず、単木的に見ますと、茨城の場合にも、私行つておりませんが、同じ林分でもそういうのが散見されたという話を聞きまして、先生も見られたと思うのであります。そういう意味からいいますと、樹勢というものは一つの関係を持つていふふうに見ざるを得ないわけでありま

す。そうすると、その樹勢といふのはどういふふうになつていふかといひますと、植えてから刈り取るまでないしは天然成長で生育をしていくわけでありま

す。その過程で枝を払つてやるとか、あるいは周辺の樹木を切り払つてやるとか、そういう保育的な面で幾つかの配慮をすることによつて樹勢が衰えないで旺盛な健全な林木になつていくということ。もう一つは、それと関係あります。それをやつても周辺のたとえば工場等の排煙、これはもう御存じのように、たとえば足尾銅山のようなところははつきりしているわけであつて、煙害によつて林分を破壊されている。そういう意味からすると事実関係は因果関係を持つていふわけですが、問題は、すべての地域にそういうことがきつと因果関係で特徴づけられるかどうかという点を私はまだつかんでおりませんけれども、足尾銅山の例はまさにそういう大気汚染によつて森林が破壊されたということ、これは事実として証明されていると思ひます。したがつて、大気汚染が樹勢を衰えさせる、そこにこの松くい虫が入り込んで松枯れという現象を起こさせている、こういうふうな考えられるわけでありま

ただいまの質問に二つの側面があると思うわけ
であります。つまり、薬剤空中散布による被害が
どういう認識をされているかという側面からの問

こゝろはきちつといくというふうにしていく方がより効果があるだろう、家屋の周辺はどうしても濃度が少なくなりますから、それをもつて駆除終わぬ」といふのではなしに、そこから単木的に松くい虫がせつかくまいたところに入り込んでいくわけでありますから、そういうところは伐倒駆除すべき地域をきちつと明示をする。そういうことは、逆に言えば、空からまく行為についてはこれを禁止していく、そしてその奥の方はまいていくというふうにきちつとした方が防除効果が上がるのではないかという考えで申し上げておるわけです。したがって、学校の場合でも、休みのときにま

されておりますし、朝日新聞の去年の七月二十日にも周辺地域の幾つかの実例が出ております。それから九州大学理学部の生物学科の調査、これはカニを使った動物実験でありますが、「農業の毒散一キロに及び、百メートル地点でカニの死亡は三〇％」こういうふうな新聞に出ております。ついで最近の新聞でも、愛媛でしようか、出ておりますが、マツノマダラカミキリの死骸がなくて、他の昆虫類の死骸が上がつてきている。

ということは、効果のことはともあれ、やはり

○亀井(善)委員　またいまの同意の問題につきま
して木村参考人に伺いたいわけですが、特
別防除等々、周辺の住民の同意の問題、これを修
正という中で先ほど意見の開陳があつたわけでござ
います。松林をお持ちの森林家、こういう利
害関係者は事前に公表して不服の申し出の機
会、こういうものを与えたり、あるいはまた一方
では命令をするというようなこともこの法律に入
つておるわけでございます。あるいはこの命令に
かえて、大臣やあるいは知事が直接特別防除を事

施できるようなことも入っております。あるいはまた、松林の所有者に対しては受忍の義務、こういうものも入っております。そういうことで最大の利害関係者であります松林の所有者についてさえ防除の重要性、緊急性からこのような取り扱いをされている中で、松林の所有者が自分の持つておられます松が、山があのようになくなっていくということは耐えられないことでもあります。また、その方々が努力をせずと守つてきたわけでもありません。

そういう中で、いまも同意の問題につきましてお話をされたわけでもありますが、どうも法律的にそれを制度化すると申しますか、固定的に規定をすというところは、この法律の趣旨からいいますとちよつとどうか、制度の趣旨に逆行するんじゃないかなうか。若干その運用の面で配慮を申しますか、あるいは現在も特別防除をやるにつきますと風を十分考へて真剣に取り計らつておられるようでありまして、そういう点をいろいろ配慮するわけでもありますが、問題も生ずることは事実だと私は思ひます。そういう意味合いから、法律上の制度として固定をする、こういうことにつきましてもどうも納得がいかないわけでもございますけれども、この点について御意見を伺わさせていただきますか。

○木村参考人 お答えいたします。
確かにそういう問題なしとはいえないのであります。私が申し上げたいのは、山持ちもそれからその周辺にいる他の業を営んでいる人たちも、山村においては大変重要な共同社会だと思ふのであります。ですから、行政側が所有を超えて一定の地域に薬剤をまく、しかもそれを命令というものでかえてやる、そういう強制措置を一方にとる場合にやはり可能な限り、何もかにもということに申し上げておられるわけじゃないわけで、共同社会における本当のごく限られた直接その利害を持つ人たちが、まさに特定できるようなそういう人たちの合意を得ることが、行政の強制手段を最も有効ならしめるものではないか。そのところをあい

まいにすることに多少そこを手控えてみた。あるいは伐倒撤去していくべきところを空から多少まいに形式的に終わらせよう、これが今日被害の拡大の一番大きいところだろうと思ふのであります。ですから、農林水産大臣の基本方針の委任事項ということで一つの方法に現行でなつておりますけれども、私の考えで言えば、あれもこれもじゃなくて、少なくとも基本方針の基準を定める一つの目安として最も必要最小限のところ、そこを明示することによって空散していくところ、特別伐倒撤去していくところをむしろ権威づけた方がいいんじゃないだろうか、こういうふうな思ふわけでもありません。

○亀井善委員 どうもありがとうございます。
○羽田委員長 新盛辰雄君。

○新盛委員 参考人の皆さんには御多用のところ、当農林水産委員会に大変貴重な御意見をいただき、賜りましてありがとうございます。皆さん方からお話のございました松枯れの被害対策については、それぞれ非常に憂慮していらつしやいますし、今回出されようとしております法案等についてもそれぞれ見方があるようでございます。

そこで、この五年間をまき続けて、結果的にはマツノマダラカミキリムシ、マツノザイセンチュウ媒介のメカニズムをどうしても破壊することはできなかった。言つてみれば、薬はまいたけれども何一つ効果がなかったじゃないか、むだな金を費したんじゃないかという世間様のいろいろな御指摘もございまして。百害あつて一利なし、こういうことも言われておりますし、私も五十二年の審議の際に、日本列島を薬漬けにするのじゃないか、この心配をして訴えたのであります。しかし結果的には、この際反省をして伐倒、焼却、破碎あるいは樹種転換、こうしたことを少し考へてみようというこの併用的な法律提案になつてまいりました。

そこで、この功罪について諸先生は一体どのようにお考えになつておられるか。言うならば、被害拡大の原因というのは一体何であつたのか。薬剤の空中散布で一定の効果があつたかもしれないが、それでもなおかつ被害が出た、これは何か因果関係がほかにあるのじゃないか。マツノマダラカミキリムシのいわゆるメカニズムだけではなく、大気汚染だとか森林の保有管理の不十分さ、あるいはまた樹勢が衰へてきたということも一面あつたのではないか。あるいは、いまや茨城からずっと盛岡の方まで、北限はどこまでいくかわからないくらいその進行が速いわけでありまして、単木的な被害の除去処理をすべきじゃないか、この意見についても皆さん同じように言つておられます。

金光先生にお伺いしますが、今回改めて出されますこの法案、これから五年間のこの特別防除のほかに伐倒撤去を入れた地上からの森林対策として総合的にやるべきであるけれども、樹種転換をして少なくとも抵抗性のある松を植へたいのじゃないか、空散よりもむしろその方が有効ではないか、こうおっしゃつています。その力点は、言つてみれば空散よりは地上からの対策をすべきじゃないかという先ほどの御説明でありましたが、その辺のところはどうなのか。

それと西口先生は、空散は最後の切り札なんだ、この切り札という言い方は、結果的には薬なしでやつていけないこととおっしゃつていらつたわけですね。この辺のところは功罪の別れ道でありまして、改善すべき状況の中で、私どもはいまから審議をするわけですが、このことについていまだ少しお聞かせをいただきたい。

それから見里先生は農薬の専門家であつたしやるそうですが、スミチオンというのは低毒性のものだということに私どもも以前いろいろ説明を受けたことがございます。しかし、体に異常を来したり目がちかちかしたり気分が悪くなつたり、あるいは数日間吐き気が続いたなどという実例が各地に出ておりますし、この空散に使う、また農薬にも使つてある有機燐系の農薬スミチオンの残留基準はどの程度にあるものかということについては

これまで相当議論してきました。しかし、どうもこの基準を決める場合に、蛇口の底に出る被害のppm、外に出てきたときのppm、その辺のところからも化学的な究明というのがなされていなかったのじゃないか。これもちよつと困るので、この際はもう樹幹注入が必要だ。樹幹注入ということとは、結果的に見て地上からの対策ということになります。だからこの際私どもが言う樹種転換もそうです。伐倒も焼却も破碎、樹体注入などもこれは空散ではなくて地上から防除する、最悪の事態になつて空散も補完的にやるのだ、こう理解するのですけれども、先生のお考えをお聞かせいただきたい。

それから大谷先生は、どうも住民の自覚が足りないんじゃないか、こういう防除対策はもつと総合一体的になつて立てなければいけないのですよ、本当に理屈から言えば下から盛り上がった力を全体的に上に広げていく、ところが上からこのマツノマダラカミキリムシの原因ですとよそのメカニズムを突いた農林省が自信と確信を持つて気負ひ過ぎて空中散布をやつて過ぎてきたきらいがなきにしもあらずだ、だからこの際地元の自主性を尊重して、やはり防除対策というのは下からの理解と納得の上でやるべきではないかという御指摘であります。協力体制が必要だ、こういうふうなおっしゃり方でありまして、一般的に見れば全くそのとおりであります。特別記念物あるいは保護鳥類とか、まさに日本が守らなければならぬ自然の保全あるいはそうした環境の問題等から、まいてはならない個所については農林省もこれまで気は使つてきたのです。しかし、この禁止すべきところも理解と納得をということになるのかどうか、それは絶対だめということなのか。

あるいは、地域の中では利害関係がございまして、蚕とかあるいは養殖をしておられる淡水魚の皆さんとか、そういうところをを、協力をせよということですから、それを移しかえなさい、養蜂箱を持つてどこかへ逃げなさいとか、困つてある池を掘り返してどこかへ持つていきなさい、

中に入っている魚を全部どこかへ移しなさいとい
うわけにはなかなかないわけでありませう。だ
からその場合のやり方として地上からの防除、そ
れを今度の法律で決めるわけですから、そういう
ふうな形にして松の枯死を食い止める、こういう
ふうな考え方を待つのですけれども、下からの住
民の自覚が必要だという形では住民も相当協力は
していると思うのですが、その辺についてぜひお
聞かせいただきたいと思ひます。

それと、木村先生に一言お聞きしますが、同意
事項ですけれども、同意を得られなかった場合、
いままでは全国的に一体どういふふうな形にあつ
たものかどうか。その理解と納得は、前回の法律
では政令でもって一応の留意事項が決められては
おつたと思ひますけれども、現実、空散をして抵
抗が強かつたので結局成果が上がらなかつたじや
ないか、先ほど質問もございましたが、その辺の
うらはらの関係をお聞かせいただきたい。

各先生にまことに一瀟千里に申し上げました
が、それぞれのニュアンスは違ひますから一言ず
つお答えをいただいて、その後また再質問をし
たいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○金光参考人 御質問いただきましたが、松くい
虫は過去二十年あるいは三十年、日本全国にどん
どん広がつていってございまして、この被害がど
うして拡大したのか、また今後どこまで拡大して
いくのかということについては、私、先の見通しに
ついて定かにできませんが、先ほど西口参考人の
方からございまして、材線虫が外国から入
つたのではないかと強い疑念を私も持つて
いるということもございまして、もし外から来
たものであるとしますと、これは相当広がりとい
うことはいままでの過去の例がございまして、そ
れからそうでないといひますと、日本でカラマツ
の先枯れ病とかあるいはクリタマバチが蔓延した
とかあるいは外国の病害虫の発生した記録等が
いろいろございまして、これは松くい虫がこれから
五十年も百年も続くというものでなく、いず
れ自然の力で抑えられる時期が来ると考えており

ますが、ですからこれは定かには申し上げられま
せん。

それで、この五年間に政府が大変力を入れて航
空散布というところで努力をしてまいりましたの
が、しかし表面的には余り効果が上がつていない
ように被害量がふえておる。これは私も人間の
防除の力が、今回の場合は流行病でございまし
て、とてもその防除が追いつかないというのが現
状でございまして、きちんと防除をしたところは被
害を食い止めておりまして、そうでない場所では非
常に蔓延したというのが現状でございまして、これ
からもまだまだどういふきょうでございまして、

それでこの対策につきまして、私は抵抗性の松
の問題というのを特に力点を置きましたが、ほか
の広葉樹でも結構でございまして、ある程度松の枯
れまじつたところで、ほかの木の生えるようなこ
ろはほかの木でもいい、どうしても松が枯れて困
るところは抵抗性のあるものを植える、こういう
ふうな防除対策ですね、そして不幸にして枯れま
じつた木につまましては余り努力を惜しまないで伐
倒し、これを破砕する。破砕するということは、
その中におります虫を殺すということございま
す。こういうふうな確実な防除をやつていけば、
これからの松くい虫対策としてどういった方法し
か考えられない、かように考えております。守る
ところは守る、そういうふうな政策がいいと思
へております。

以上でございまして。

○西口参考人 基本的には、さつき申し上げまし
たように日本の森林の体質を改善しなければいけ
ないと思つたのですけれども、それは一朝一夕にし
てできるものではない。そして現実問題として、
松枯れがあつてそれを仮に放置した場合にどうな
るか。その場合に、枯れてしまつた後から広葉樹
が生えてくるなり、また松が出てくる、森林を形
成していくというふうなところであれば一応その
ままでもいいのですけれども、たとえば海岸の防
潮林とかそういうところは、放置しますと、松が
枯れた後は恐らく元の砂浜、砂浜に返つてしま

のではないかと思ふのです。そうした場合に、そ
れが住民に与える影響というののも非常に大きな
もので、特に海岸防潮林というものは、要するに、
落政時代から二百年、三百年とかけて築いてきた
ものです。それはあくまでも、どうしても守らな
ければいけない。そのためには必要とあらば葉を
まく。僕はそういう意味で、これは切り札として
使わなければならない、使つてもいいんじゃない
かというふうな思つてゐるわけなんです。

それからもう一つ、たとえば切り札としてどう
しても使わなければならないというのは、松が枯
れた後その下に植生がない場合、松が枯れてしま
えばはげ山になつてしまつたというふうな場合は、
これもやはり国土保全上守らなければならないと
思ふのです。いまここに一つの資料があるのです
けれども、松枯れを放置すると山地崩壊の原因に
なる。たとえば山口県では昭和五十五年の梅雨
期に六百余所を超える山崩れが起きた。その原因
の九割が松枯れによるのだ、そういう一つのデー
タもございまして、そういうところはやはり放置は
できない。切り札として必要とあらば空散するこ
ともやむを得ないというふうな考えております。
それから、最近、どうして松枯れがふえてきた
のかということなんですけれども、ここに調査室
から出ている資料の中に、被害材積の推移が出て
いるのですけれども、四十年代の後半から被害が
かなりふえてきていますね。それから五十二年、
五十四年、非常に被害がふえてきております。そ
れは一つには、被害を受ける場所がふえてい
るんですね。それまでは、大体三十年代というのは九
州あるいは西日本に多かつたのです。和歌山とか
高知とか、関東地方では千葉があたりましたけれ
ども、そういう被害を受けた県が比較的限られた場
所、ところが、四十年代の後半になりましたか
ら、非常に全国的に広がつてきていますのです。特
に、九州各県はもともと続きますけれども、岡
山、兵庫、山口、それから大阪、和歌山という関
西、中国地方の被害がふえてきています。それから
五十二年、五十四年になりますと関東、茨城、あ

るいは静岡、愛知というふうな被害がどんどん加
算されてくるのです。そういうことで被害面積が
ふえてきて、実態としては被害量が非常にふえて
くるというふうな感じがするのでございけれども、四
十年代後半の被害のふえ方というのは、要する
に、高度経済成長が進んでしまつて非常に交通が
発達してきた、各地に道路をつくつたり宅地造成
をやつたり、そういう松林を伐採したりという、
かなりの松林に対する環境変化が起つてまいり
ます。そういうものが確かに被害を大きくしてい
る一つの原因になつてゐると思ふのです。それ
は、環境破壊による松の衰弱ということも考えら
れますし、もう一つは、交通が非常に便利になり
まして被害材をどんどん全国的に動かしてゐるの
ですね。いろいろなところへ動かしてゐる、そう
いうものが飛び火になりましてどんどん被害が広
がつてくる。たとえば茨城では四十六年に被害が
出る、そのころは東北の方には被害がなかつたの
ですけれども、五十年には宮城に出る、五十一年に
は福島に出る、それから五十二年には岩手に出る
というふうな飛び火的にふえていくのは、被害材
を動かしてゐる。もちろん被害材を動かすのは法
律で禁止されてゐるのですけれども、何らかの形
で動かしていく、それが非常に被害が大きくなつ
てきた一つの原因ではないかというふうには私は考
へております。

○見里参考人 お答えします。

スミチオンが低毒性だといふのに吐き気その他
の中毒が起つてゐるじやないかというふうな御
指摘でございまして、確かに農薬の場合、低毒性
といひますのは、ほかの農薬に比べて毒性が低い
というところでございまして、全然毒性がないとい
うわけではございせん。というのは、何といひ
まして虫を殺したり草を枯らしたり菌を殺したり
するわけですから、毒性がないといふような農
薬といふのはほとんどないと思ひます。それで、
毒性のほかに経口毒性、吸入毒性、経皮毒性、皮
膚から通つてくる毒性とか吸い込む毒性というよ
うにいろいろな毒性に分かれますけれども、やは

りそういういろいろな毒性がございます。ですから、そういう意味からいって、農薬は低毒性といつてもやはり毒があるんだということを、注意を頭に置いて使用しなければいけないのではないかと、いうふうに思ふのです。ですから、使用に際しての注意——安全性というのは、そのものの性質と量と使い方、この三つによつて安全性といふものは決まるものでして、やはり使い方を正しく使わなければ被害は防げないのではないかと、いうふうに私は思ひます。そういう意味で、先ほどもちよつと申し上げましたように、農薬の使用といふものをライセンス制度にすれば正しく使えていふよりもそういうような被害が少なくなるのではないかと、いうことなのでございます。

それから、農薬用と林業用のスミチオンの話でございますが、かつては林業用には浸透性をよくするということでEDBというのを入れてありましたが、現在では農薬用も林業用も同じように五〇%のスミチオン乳剤が使われております。

それで、農薬用ですと大体スミチオンの残留、これは林業用よりは濃度も薄いのですけれども、大体一週間くらいでは分解してしまふと言われておりますが、林業用の場合ですと三週間くらい残効性があるというものが、これは林業試験場の調査では、松やにのような、そういう脂っぽい物質が松にはあつて、それにスミチオンがつくつくと分解が遅くなつて農薬用よりは残効が長くなつて効果あらわれるんだというふうなデータが出ております。

それから、そういうようなことであるならば、余り伐倒駆除とか樹幹注入というふうなことで、空中散布をしないで地上散布の方を主にした方がよいではないかという御意見でございますが、確かに私も、先生のおっしゃる通りに、それができればやはり地上散布の方がいいんじゃないかというふうに思ひます。しかしながら、樹幹注入の方も、これはいろいろな公園の名木とかゴルフ場とか、そういうように金がかかつて、もよろしいというふうなところだと、それも可能

だと思ひますが、やはり経費とか労力の点でなかなか地上散布だけではできないような山の松林なんかもあるのではないかと、いうふうに思ひます。

それで、農薬の空中散布は、何も日本だけではなくて、やはりアメリカその他各国でも反対がございまして、たとえば、アメリカのカリフォルニア州でレモンのチチュウカイミバエが昨年の秋に問題になりましたが、これも発生初期の当時、カリフォルニア州のブラウン知事が、あのときにはスミチオンではなくてマラソンという有機剤でございまして、そのマラソンの空中散布に反対した。自然保護団体の圧力によつてそういうのに反対しまして、州兵を動員して人海戦術でチチュウカイミバエを撲滅しようとしたけれども、結局それは失敗してあつたようにチチュウカイミバエが大発生した。それで結局、日本への輸出だけはなくてアメリカのほかの州への移動も反対されるといふふうなことになるまで、現在では、空中散布に踏み切つてそれでやつと鎮静化したといふような例もございまして、

ですから、確かに空中散布というのは最善の策とは思へませんが、これは農薬に限らずあらゆる科学技術に言えることだと思ひますが、すべてプラスとマイナスがございまして、そのプラスとマイナスのどちらをとるかといふことは、やはりこれからその地域住民なり国民なりが決めることではないかというふうに思つております。

以上でございます。

○木村参考人 答えたいいたします。

いままでの実施計画の中で同意を得られなかつた場合はどうしたのかといふことでありますが、実は、現行法ができ上がつて、第三条に基づいて五十二年四月二十日に農林水産大臣が定めた基本方針があるわけでありまして、それ以降において、この五年間にあちこちで大変トラブルが起きているわけでありまして、たとえば蚕が三千万匹死んだとかエビが死んだとか人体の炎症であるとか、あちこちにいろいろなトラブルが起きている

わけでありまして。そこで、ごく最近では、この基本方針に基づいてトラブルの数はずつと少なくなつてきておりますが、先ほど申し上げましたように、去年一年をとつてみても、これは私がじかにいふことではなくて、新聞紙上でそれぞれの地域で報道されているものを見ても、大変な被害があるわけでありまして、したがって、私が述べられているのは、行政措置によつて幾つかの薬剤の被害防除策を講ずるという委任措置ではやはりだめではないか。禁止するところ、それから、ごく限られた利害関係者の同意を得ることによつて行政措置を権威づける、そして、その周辺の特別伐倒駆除をすべきところと空からまいていくところ、

そういうふうな厳格にきつと計画の段階で明示することが必要ではないか。考慮を払え、こう言つてみた、計画を立ててやつてみた、そのときにはもうすでに農薬会社が準備に入つていて、契約も行われている、そこで勢い、風向きであるとか風速であるとか幾つかの考慮を払いながらも、そういうトラブルが起きてしまふのが現実であります。

ですから、過去の経験で、どういふところに被害が出てくるかといふことはすでにはつきりしているわけでありまして、それは広範な不特定多数を指しているわけではないわけでありまして、少なくともそれらの人たちにについては、たとえば、この基本方針に述べているようにミツバチの巣箱を移しかえてほしい、こういう行為を促すわけでありまして、それは金を払っているからいいではないかといふことではなしに、やはりそういう行為を促す場合には、相手に対して同意を得るという最低のことはやつてもらふことが必要ではないか。そのことの延長線上、利害関係者でなくとも、同意でなくとも、たとえば、いま電源開発の場合でも、ダム緊急放水をする場合には、釣り人とか利用者がいる、この人たちに、同意とは言いませんけれども、緊急避難の幾つかの法律事項があるわけでありまして、あるいはまた、爆破作業、発破なんかの場合も、通行人に対して周知徹底

底するという法規制があるわけでありまして、私は、のべつ幕なしといふことを申し上げるのではなくて、必要最小限のことばはやりきつとす、そして細かな点は政令なり基本行政に任せていふと思ひますが、いまの国民的要請からすれば、最小限のところはきつと置いて効果を上げた方がいいのではないかと、いうふうな思ひ方があります。

○大谷参考人 いま御質問の、空中散布をする場合、地域にいろいろ利害関係があるからなかなか移しかえたりすることもできない、だから地上防除したらどうかといふお話でございます。

一つの問題は、たとえば愛知県は松くい虫の防除に非常に熱心でございまして、自分の県費を投じて徹底的な伐倒駆除をやつておりますが、隣県がそれをやらないからなかなか効果が上がらないといふことが出ておりますが、それと同じことが町村あるいは地域の場合に起つていふのであります。

（委員長退席、亀井（善）委員長代理着席）しかし、最終的に、確かにこれは命令駆除と申しますけれども、日本のように民主主義の社会においてはなかなか簡単にはいかないのでございまして、地上防除にすれば問題は片づくといふようなお考えかもしれませんが、これも大変でございます。

たとえば、茨城県で伐倒駆除をしようと思へば、茨城県のようなところには不在地主が多いものですから、町によりまして千人以上の不在地主に伐採の了承を求めなくては行けません。しかも、いざ病害の木を切ろうとすれば持ち主が、いやちよつと待つてくれ、これはすでに契約ができた木だから処理するからといふことを言つて、また半年ほどたつて行きますと何もやつていないとか、お互いに村民とか町民ですから、命令といつたところでなかなかそう行き渡らないといふのが実情のようでありまして、地上防除にするからといつて、簡単にはいかないかと思ひます。これは伝染病のようなものでございまして、

やはりどうしても守るということで地元が熱心になり、地元民がなかなか同意してくれない人を説得するという熱意がない限り、何しろ膨大な地域でございますから、果とか林野庁の役人の行政的な手段だけではなかなか松くい虫病は治らない。もつと地元が熱心にならなくてはいけない、反対する人を説得するという熱意を持っていたか、い守れない、法律以上に、自分たちの松林を守るという気持ちを起こしていただきたい、そう考えております。

○新盛委員 ありがとうございます。

関連をして島田委員の方からお願いをいたします。

○島田委員 参考人の皆さんから大変貴重な御意見をいただきましたが、一つ二つだけお尋ねしたいと思ひます。

金光参考人が、枯れてもいい松林、それから枯れてはいけない、枯らしてはいけない松林、こういうことをおっしゃって、なお後段で、自然の生命力というのは人間の想像をはるかに超えた強力なものがある、生態系なんかそんなに心配することないんだ、こういうふうにはお聞きをいたしました。しかし、現実問題として、枯れていい松林あるいは枯らしてはいけない松林、なかなか区別しにくいんじゃないか。そしてまた、枯れてもいいということと前提に置くならば、生態系が、後段でおっしゃった山の持つてくる生命力というものも考えれば、これはいつか終息するんだから手をつけなくてはいけないんじゃないか、聞きよによつてはそんな感じに受け取られるお話の筋でございます。私は、いまこは枯れてもいいというふうな松林が果たしてあるかどうか大変疑問を持っておりますが、この辺の御意見は、東大演習林という現場におられて実際にやはり山の中でこれらの問題にも取り組んでいらつしやるといふ立場から大変重要な御発言と私は考えています、重ねて私のいま疑問に思つてい点、お聞かせいただきたいと思ひます。

○金光参考人 私は、実験林を扱つて、実際に山

の木を扱つております科学者というのか、生物学で見ますと、やはり生き物が枯れるという事実はどうしようもないこととしてあるというふうなところが一点あるんですが、私は、枯れてもいい松林、これは松自体もほかの樹種と大差ない生存競争をして、そして自分の種属の松を繁栄させるように林をつくつておるわけでございます。ある場合にはほかの樹種に負けて松林がなくなる場合もあります。そういうふうな形で生態系というか植生というものが動いております。私は、これは人間感情というものを入れますと、現在あります松が枯れるのは大変かわいそうだ、一本も枯らしたらいかなという考えになつてしまふのでございます。そこで、枯れてもいいという表現をいたしました、松が枯れてもよい、ほかの樹種がそこを占領いたしました、やはり森林としての働きは同じである、場所によりましては、広葉樹が育つる方が大変土壌改良にもよく、その次の樹木が育つるのもいいというふうな場所もありまして、私はある程度枯れてもよいという少しおらかな考えを森林政策の中に持ち込みますと、人間感情からまいりますとどうしてもこの松林も枯らしたくない、これも枯らしたくない、私も身の人間でございますので、そういう人間の感情は持つておりますが、一つの冷静な判断として、松くい虫が蔓延いたしました、松がたたくさん枯れ、とてもそれにその防除が追いつかない現状におきまして、やはりここはしようがないという林、それからここはどうしても守らなければいけない、そういうものを区別して対策を考えねばと、大変冷酷な生物学の見方では申しわけございませんが、やはりそういうものが対策上ぜひ必要だと考えております。

○島田委員 きようは議論する場所でございますから、科学者としての冷徹な立場での御考え、こういうことで受けとめていきたいと思ひます。あと西口参考人に……。

私、御意見は大変同感の部分が多ございませ

た。ですが、特にその中で、早目早目に手を打つていくべきだ、こういうお話がございました。私は、早目早目というのは幾つ打つべき手の中にあると思うのです。この松くい虫防除という立場というよりは、松枯れ全体を考えますときの早目に打つべき手というもので、特に予察行為といひますか、山の状態がどういふふうになつていつて、真つ赤に枯れちやつてからじゃこれはもう早目早目ということにもなるなりませんし、そういう後手に回ることでは対策が効果を上げない。これは五年間の実績の中でも明らかになつてくる点で、私は、ぜひ山の状態というものをしつかり予察をするというふうな中で手を早目早目に打つていく、こういうことが大事だといふ主張をしていく、一人なんです、参考人のおっしゃつておる点はそういう面の具体的なお考えも含めておっしゃつておるのではないかと、こ

う思ひますが、これはいかがでございますか。

○西口参考人 全く御説のとおり私も賛成なんです。結局、早目に手を打つためには予察をしなればならない、それは個人ではとてもできないこととして、国とか県とか、そういう公的な機関で予察をきちつとやつてもらいたい、そう思う次第です。

もう一つは、私が早目と言いましたのは、いま、たとえば、樹種転換するにしても松が枯れてしまつた後を樹種転換するといふような考え方のように思ふのですけれども、そうじゃなくても、仮に被害率が5%あるいは10%出た、これはもう将来危ないといふような段階になつたときには、もう思い切つてあとの90%、生きた木を利用する。生きておれば製材にもできますし、あるいはチップとしても利用できますし、そういう意味でもつと木材資源の有効利用も考えて早目に手を打てばよい。それで、いま申しましたように、そのためには確かに予察が必要なことでございます。

○島田委員 見里参考人にお尋ねいたしますが、農業の研究者といひますか、そういう立場からの

お話でございましたが、私は、先ほどの新盛委員の質問に対してお話がございました中で、果樹の畑とか樹林とかいつたようなところの葉をまく場合の考え方なり実行の方法なりというものは明らかにこれは違ふようですね、山とは違ふ。こういう比較で言ひますと、プラスとマイナスが常につきまといつておるんだから、そのプラスの面は地域住民なりあるいは国民の判断に任すべきだといふお話でございましたが、私は、第一次災害といふ松枯れが現実に起こつた、これを防止しあるいは解消するために、第二次災害が仮に上回るといふなかつたところで起つてくるということになりますれば、それは明らかにやはりプラスマイナスのマイナス面の強い判断というものがなければいけないわけであります。ですから、そういう意味ではどうも同じ次元で物を考えて農業使用といふことを考へるといふことは大変危険である、こは私を考へておりました、農業を取り扱う立場からの御意見としてはわからないではございません。しかし、そこが今度の松くい虫法案をめぐる一つの大きなポイントになつておるわけでありますから、あくまでも二次災害に大きなリスクになつてあらわれるようなことのないように、このところを私どもは非常に心配しながらこの法案にいま取り組んでおるところなんです。御意見があればちよつとお聞かせを願ひたいと思ひます。

○見里参考人 お答え申し上げます。

農業と林業で違ふといふことでございますが、確かに農業の場合は人間の食糧確保という面で、これが大きな目的でございますので非常に大きなメリットがある。しかし農業の方でもなるべく農業を使わないで済めばそれに越したことはないといふことで、現在、農業による方法が化学的方法としますと、あといわゆる天敵とか抵抗性が生物的な防除方法、それからいま光だとかいろいろな音だとかその他温度、湿度を利用して防除しよう、そういう物理的な防除方法なんか開発されてきております。ですから、私も、何も農業も農業だけで作物を保護すればよいというわけでは

はなくて、作物を保護するにはそういう物理的、化学的、生物的、いろいろな方法で防除すべきではなからうかと思ひます。その上に立つての農業による化学的防除はいかにあるべきかということに常に考へてゐるわけでありまして、林業におきましても同じように、そういう抵抗性の松だとかあるいは天敵を使う方法だとか、それから物理的な方法とかいろいろあると思ひますが、林業におきましても、最近天然林でなくて人工的にいろいろな植林がされてきて、同じような樹種がずっと大面積に散布されまして農業的な色彩を濃くしてゐる。農業の場合も、一面に水田にしたからそこに稲なら稲の害虫が発生するというように、一面に松林にしてしまつてそこに松の害虫虫がだんだん発生してくるというようなことで、人工林がどんどんふえてくると、確かに先生のおっしゃる通りに、私もほかの方法で、生物的方法とか物理的方法で防除できれば一番よろしいのですけれども、経済的とか労力的とか、二次災害が起きないような使用方法で農業を最小限度使つていかにざるを得ないのではなからうかというふうに思ひます。

○島田委員 時間が来たのですが、ちよつと私のお尋ねの仕方が悪うございました。私は、全般に分布している山と違つて、畑には天然記念物とか特殊鳥類とか、あるいは果物の林の中に養鱈池があつたり、他の魚の養殖池があつたりすることはないではないか。そういう点で考えますと、同じように取り扱うことはできない、そういう問題があるのですが、その前置きがなかつたものですから大変失礼いたしました。時間が来ましたのでお答えいただくことはできませんが、大変ありがたうございました。

○島井(善)委員長代理 武田一夫君。
○武田委員 五人の参考人の皆さんには大変御苦勞さまでございます。いろいろと貴重な御意見をちょうだいいたしました。私も二十分の限られた時間でございまして、二、三質問いたしますが、ひとつ簡単に結構でございます。要点だけ

お願いできれば、こう思ひます。

まず一番最初に、五人の皆さん方にお尋ねしたいわけでありまして、使用されておる農業の問題です。これはスミチオンあるいはまたセピモール、こういうものが使われておられて、農林省当局は低毒性であるというふうに言つておられますが、これはいわゆる急性毒性に限つたことであつて、慢性毒性に対してはその疑念は暗れてないといふことを伺つておるわけでありまして。そういう意味で、この問題どうなのかという皆さんの考えをお尋ねしたいと思ひます。

あわせて、こうした農業の散布が全国至るところに空散等によつて行われた場合にいわゆる生態系の破壊を心配する方が非常に多いわけでありまして、この点いかがお考えでございますか。御意見をちょうだいしたい、こういうふうに思ひます。

○金光参考人 農業のスミチオンの毒性につきまして私はよくわかりませんので、これは農業の専門の方それから国立林業試験場その他の諸機関で検定されておられて、これにつきまして慢性毒性がどんなものかということについては私御返答できません。

生態系の破壊という問題につきまして、これも過去五年間各地方林業試験場、国の試験場等々で大変詳しい調査が行われておりますので、全体として私は現在行われております年二回という空散で生態系の破壊というものは心配ない、かように考へております。

以上でございます。

○西口参考人 お答えします。
急性毒性はないけれども、慢性毒性はあるんじゃないか。スミチオン、セピモールですね、実は私もその点を心配するわけなんです。私はその方面の専門家ではないのでわからないのですけれども、空散もやむを得ずというからは、その辺、自分としても慢性毒性も大丈夫だということが信念としてあればいいんですけれども、その辺のところ私自身ちよつとわからないので、やはり空散

する場合に絶えず私の心の中にも実はひつかることなんです。それはもしどなたか参考人の方で詳しい方いらっしゃつたら私自身聞かしていただきたい。

それから生態系に対する影響というのは、私も直接調査したことはないのはつきり申し上げられませんが、たとえば、国の林業試験場なりあるいは果の林業試験場という関係でいろいろデータが出ておられます。それを参考にする限りそれほど顕著な影響はないんじゃないか、私はそう受けとめております。

○見里参考人 お答えします。

先ほど申し上げましたように農業の毒性には二つございまして。すなわち、直接的な毒性と間接的な毒性でございます。直接的な毒性というのは、先ほどの経口毒性とか経皮毒性それから吸入毒性というふうな一時的な毒性、これが直接的な毒性でございます。あと間接的な毒性、これが環境を汚染し、そしていろいろな小さな魚から大きな魚、それから大きな動物というふうな生物濃縮されて最終的に人間に來る、そういう生物濃縮の問題、それからあとはそれが農作物にかかつてそれが残留して入ってくる残留の毒性、この二つがございまして、いま言いましたそのうちの慢性毒性というのはいわゆる間接的な毒性になります。空中散布しましてそれが触れてというのはいわゆる一時的な急性毒性としまして経皮毒性とか、吸入毒性が調べられております。そしていまおっしゃいました慢性毒性の場合には、現在、農業取締法は非常に厳しくなつて、二動物、二カ年間の毒性試験を行います。マウスとかラットの二カ年というのはいわゆる人間の一生に相当するぐらいの年月でございます。ですから人間にすれば生まれてから死ぬまでの間、農業の入つてくる食品を食べさせたというところになるわけですが、そういうふうな慢性毒性試験、そのほかには催奇形性試験、奇形を起こすかどうかという試験とか、発がん性試験とか、非常にたくさん試験をしておりますので、そういう意味では、今度は森林にま

きます場合には、農作物と違ひまして森林の中ですから、直接そこについているものが口に入つてくるという心配はございせんし、そういう意味でいわゆる慢性毒性の心配は要らないんじゃないか。すなわち、先ほど言ひましたように、スミチオンの場合は急性毒性は確かに低毒性といひましても、これはほかの農業に比べての低毒性という意味でして、それは全然害がないとは申しません。ですから、農業を散布した場合に、確かに散布してそれがかつたり何かするとやはりまづいわけであつて、そういうふうにならないように注意する必要がありますが、それがいわゆる慢性毒性という形で人間やほかの生態に害を及ぼす心配はないというふうに私は思ひます。

この慢性毒性試験というのは、農業と食品添加物が二カ年だけ義務づけられておられて、医薬の場合は六カ月でございます。医薬の場合六カ月というのは、これは医者が使うから少しぐらい毒性が強くていいんではないかというふうなことで六カ月になつておられて、農業の二カ年の慢性毒性試験というのは非常に厳しいあれで、先ほど言ひましたように、現在、世界的にもスミチオンの安全性は認められて、世界約五十カ国で使用されているということであつて、そういう意味からいって、安全性は日本だけではなくて国際的に認められておるというふうな申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○木村参考人 お答えいたします。

第一点の慢性毒性の問題ですが、結論から申し上げますと、このスミチオン、今度の空中散布で使われている薬剤については、全体として解明されていらないという方が正しいんではないかと思ひます。したがつて、これは慢性毒性の場合にはかなり時間を要するわけでありまして、そういう意味で安全が確かめられていないというふうな言ひ方と思ひます。特に、現行法案の審議の際にも政府答弁で、残留基準を超えたものを経口摂取しない限り安全だ、こう言つておる裏側には、残留基準

を超えてかなり数年にわたって蓄積された場合には当然何らかの影響がある、その部分について解明されていないというふうに見えるべきだろうと思います。

それから、森林の生態系にどう影響するかという問題ですが、たとえば森林の場合には幾つかの病虫害がありまして、その病虫害の中で最も有効なのは天敵利用なんでありまして、つまり、有益鳥獣がその害虫を駆除する、こういう自然の摂理で森林が営まれているということでありまして、多くの例は小動物を殺してはいる事実、あるいはまた昆虫類の死骸が見つかったという事実は、間接的に森林の生態系を壊していくという道につながる、こういうふうに見えるわけでありまして。

○大谷参考人 私は農業の専門家ではないので、的確にお答えすることはできないと思いますが、私の個人的感想を述べさせていただきます。

何しろカミキリムシを殺すほどのものですが、毒性がないとは言えませんが、慢性に幾らか影響があるかもしれない。しかし、この文明社会において、われわれはある意味で未知の部分の踏み切って使用しているという例が非常に多いわけですので、いま端的に、松くい虫よりももっと大きな問題になっております原子力発電所も、当面直接的な影響はないけれども、しかし、慢性的な影響を心配する学者はございます。そこを深く検討していきながら、文明の利器というものを使っていくという傾向、例、これはもう数え上げればいともかたにすぎないと思います、スミチオンだけを目的にすぎないのは他に余りにもたくさんあって、千分の一ぐらいのものを一つ一つ松くい虫対策をしないというのは、ちょっと適正を欠いているのではないかと思います。

それと生態系の破壊と申しますが、私は、いまの松を中心とした日本人とかかわり合っているのは、自然の生態系じゃない、長い間松を利用しながら人間が培っていった生態だと思っています。

人間生活がこれだけ変わったら、それに応じて生態系も変わっていくだろう。私が冒頭で申し上げましたように、日本人が本当に松をどう利用していくのかというのを念頭に置いた場合、ぜひ必要などころというものは残っていくだろうし、必要でないところは変わっていくだろう。この風土と人間の関係というのは、和辻哲郎さんの昔から自然というものはただ自然あるがままじゃなしに、人間との深い交流で変わっていくものである。だから、いま松が枯れていくというのは、あるいは日本人との生活にそぐわない面が出てきたために変わっていくのではなからうか。それで松が枯れた後、松林の所有者はこれから一体何を植えるだろうか、私は決して松を植えないと思いません。杉の生えるところは杉、ヒノキの生えるところはヒノキを植えていくだろう。そこで日本の自然というものは徐々に変わっていくと思えますね。だから、現在の生態系を絶対に変えてはならないということはあり得ないので、自然的にも社会的にも生態系はやはり変わっていくのではなからうか、私はそう感じております。

○武田委員 もう一つお尋ねします。今回の法案の中で予算措置を見ますと、皆さんもごらんになっていただけたと思いますが、特別伐倒駆除ですね、これは聞きますと、枯れる松は年間大体一千万本くらいは出るのじゃないか。果たしてこれに十分に対応できるのかという問題があるわけですが、これはうまくやらぬとまた苦勞するのじゃないかという心配をしているんですが、皆さんお一人お一人の感じとしては、これはどうかという皆さんの感じをひとつお話をいただきたいと思います。

それともう一つ、松枯れ防止の決め手は何かと非常に苦勞しているわけですが、これがあれば林野庁さんの苦勞もなくなるわけでありまして、皆さん方として決め手は何なんだというお考えを、お一人お一人聞かせていただきたい。時間もございませんので、簡単にお願いできれば幸いです。

○金光参考人 最初の御質問の特別伐倒駆除でございますが、現在、大面積も多く、材積もたくさん出ておりますので、とても全部を処理できないだろう。したがって、ある程度のところはもうそのままとすることになるのはやむを得ない、そういう感じでございます。

二番目の、松くい虫対策についての決め手、これは大変むずかしい問題でございます。これだといふものは申し上げられませんが、また、先ほど言ったようなことを繰り返すのでございまして、私は、これはひとつ人間の方でもある程度の枯れを耐えて、一つの嵐を耐え忍ぶというふうな感じ、そういう物の考え方が必要なんじゃないかな。決め手というは、やはり抵抗性の松といふようなものが生き残って、これは大変有力なものにはなると私は思います。

○西口参考人 防除は、薬剤空散よりも伐倒駆除がいいと思うのですが、実はこの伐倒駆除といふものが余り効果がないのです。現在やっているやり方というのは、被害木を切って樹皮の上から薬をまくというやり方なんですけれども、わりあい八月、九月、十月あたりまでは効果があるとしても、冬のやつは効果がないというので、まあ全般的に見て効果が薄い。それで、結局それにかわるものとして、今度、特別伐倒駆除ですか、そういうものが出てきたと思うのですけれども、これであれば確かに効果があると私は思います。ただ、問題は面積に対してこれができるかどうか。もちろんこれはできません。ですからこれが適用できるのは被害地だけなんです。要するに、被害が始まったところで放置すれば危ないといふところは、薬をかけないでむしろこれを徹底的にやれば抑えられるのじゃないかというふうには私は考えます。ですから、被害地で使う。被害地ではむしろ早目に皆伐してしまつた方がいいのではないかと今度、考えております。

決め手というものは、はっきりはございませんけれども、結局いま申しましたように被害のうちに徹底的に特別伐倒駆除をやる、それから被害になれば林分を全部切ってしまう、そういうようなことをやりながら、早急にはこれは解決できないと思うのです。徐々に徐々に気長に体質を改善していくといふのが結局は決め手になるのじゃないかと思ひます。

○見里参考人 お答えします。伝染病であればやはりその感染源を断つということが一番重要なんです、ですからそういう枯れている松は全部取ってしまうということ、この感染源をなくすということがやはり一番重要なことだと思ひます。ですから、そういう意味で特別伐倒駆除の費用が少ないということであれば、私はもつとふやした方がいいのではないかと今度、思ひます。

それから、第二番目の決め手といひましては、たとえば虹ノ松原のように成功している例もございまして、これは一番最初に申し上げましたが、ヘリコプター散布をしたのは全国の松林の約五%、それから被害林の二〇%ということ、やはり薬をまいていくところは効いているといふこととあって、全部やるのは無理とすれば、そう言うのとあわせて、これだけはぜひ守らなきゃいけない松林だということをはっきり決めて、そこは徹底的に防除するという方向がよろしいのではないかと今度、思ひます。

○木村参考人 お答えいたします。特別伐倒駆除予算措置の問題ですが、感想をいふことではあります、先ほど意見を述べましたように、予算措置においても前年度より空中散布と伐倒駆除の関係で言えば多少の異同はありますけれども、依然として半分以上が空中散布であるといふことでありまして、これは率直なところまだ従来の発想を引きずっているといふふうには思ひます。

それから決め手の問題であります、問題は、やっぱり山持ちが積極的に林業の生産活動をやつ

てみよう、保育管理をやるという気風をどうつくるかということだと思ふのであります。そういう意味で、今日の林政を全体的にこの松枯れ被害に集中化することが必要だろうと思ふのであります。そのためには、先ほどどなたかの参考意見としてありましたように、いまのような七〇%の外材輸入の状況では、特に松の場合にはそう高い価値を持っておられぬ、生産しても高く売れない、こういう問題がますます出ています。したがって、山に積極的に手入れをしていこう、こういう気風がまず起きてこないところに問題があるのではないかと。だからいまの林政関係の幾つかの補助金を集中化することが必要ではないかと。たとえば、林道であるとか間伐であるとか造林であるとか林業生産活動のあらゆる分野で補助金体系があるわけでありまして、それを、先手をとるためには、松枯れになるであろう林分に対して、枯れるまで待つのではなく、林種転換であるとか保育管理であるとか林道をつくるとかそういうことを積極的に、同時に、全体としてはそういう林木の有用価値、販売、利用という面で流通面についても政策を展開する必要があるのではないかと。要は、空中散布よりも伐倒駆除が確実であり適切であるというところは明確なものでありますから、山に人手と金を有効につけるかどうかというその問題に尽きるのではないかと、こういうふうな思ひます。

○大谷参考人 五十七年度予算が多いか少ないか、いろいろ問題があると思ひますが、しかし、このゼロシーリングの非常に大蔵省の厳しい要求の中で一応計算してみますと四・三%ふえておりますから、それとやはり特別伐倒駆除という措置を設けられまして多様化を図られたということ、実際の問題としてこんなものかもしれないと。ただ、この松くい虫被害対策のほかに松くい虫に絡んで造林、治山事業、林業改善資金が出ておりますが、それが二〇%ほど前年よりふえております。松くい虫を防除すると同時に防除し切れなかつた山を守るという予算がかなりふえたということ

とは積極的に評価したいと思ひます。

○武田委員 終わります。

○藤田スミ君 藤田スミ君。

○藤田スミ委員 きようは参考人の皆さん本当に御苦労さんでございます。大変お疲れでございますし、ずいぶん同じことを重ねて聞くものだけれども、ううふうううに思われるかもしれないけれども、ひとつよろしくお願ひをいたします。

現行法が制定されてから五年、結果は、だけれども言われているように大変無残な状態に終わったというふうな言わざるを得ないと思ひます。政府の方は、その要因は気象の異変があつたということとそれから散布に限界があつたというふうなことを言っておりますけれども、私はそれでは無責任に過ぎるというふうな考へるわけですね。この問題に対しては五年前にすでにこの審議のときにも強く言われていたわけでありまして、今日、松くい虫がなぜこまどくまで広がつたのかという点では、先ほどから参考人の皆さんが共通しておっしゃつておられるように、その大きな誘因になつたのは、何と云つても日本の森林が荒廃してしまつた、松に全然経済的な価値がない、魅力がないということで見捨てられていつた、これは言いかえれば、日本の森林政策に対する松の厳しい批判である、そういう姿で私は見てゐるわけなんです。

まず最初に、大谷参考人とそれから木村参考人にお伺ひをいたしますが、政府はこの五年間当初からそのことを指摘されて、一体この森林政策に対してどういうふうにお二人は評価をされるか、そして将来展望を持った森林政策を開くために、いま最もなすべきものは何なのかということについてお答えを願ひたいと思ひます。

二点目なんです、伐倒対策、伐倒駆除ということが本格的に取り入れられるようになったことは私もいいことだと思ひます。ただ枯損木の活用、これを十分対策をとつておかないとやはり失

敗するのではないかと思ふわけです。そこで、今この法律やあるいは基本法にも枯損木の活用対策ということ位置づけるべきじゃないかというふうな考えますが、この点は金光さんは先ほど国が積極的に補助を出して枯損木の活用をしていこうというオーストラリアとニュージーランドの例を引かれて、日本もそうすればいいんじゃないかというのを言われましたので、この点についてお答えを願ひたいと思ひます。

あわせて、木村参考人に、枯損木の活用化のために政府は今回たとえば移動式チップパーだとかあるいは炭化炉への融資の制度をとることになりまして、けれども、いま具体的に求められているものは何なのかということをお伺ひをしたいと思います。

○大谷参考人 松くい虫防除特別措置法が発足した翌年から非常に皮肉なことには松くい虫がしょうけつをきわめたわけでありまして、行政に対してはやはり林野庁が責任をとらなくてはならないわけでありまして、林野庁の責任は重いと思ひます。

ただ、では林野庁は何か適切な手段がほかにあるのをしなかつたがためになつたのか。つまり、現在のわれわれ日本の置かれた社会というのは、行政が幾らやってもやれないことというのがございまして、社会主義社会においては政府が全部責任をとらなくちゃいけないのですけれども、この自由主義社会においては、行政のとり得る範囲というものがあつたわけでありまして、もちろん林野庁の行政が非常にまづかつたということではござい

ますが、私は、この松枯れや松くい虫という問題は日本の戦後の社会の大きな構造変化から生じた一つの現象だと思ひ、それで非常に興味を抱いてゐるわけでありまして、

そういうわけでございまして、私の一番強調したいのは、日本の松が生活とか経済の手段でなくなつたところに非常に大きな問題がございまして、それが将来再び位置を取り戻すのかといひますと、まず薪炭とかそういう生活に戻るというこ

とはちよつと考えられませんか、松の新しい利用方法とかそういうものを考えていかななくてはなりません。一度申し上げましたけれども、昭和二十年後半から三十年にかけて松を植林した。それが大きくなつてくるわけでありまして、一体それをどうするかという一つの問題もございまして、やはりこれは森林政策だけではなくに林業問題あるいは木材業界の問題、そういう展望を控えてこれから日本人が考えていくべき時期でございまして、それはここ五年、十年のうちに日本人がやはりちゃんとしたものと考えなくてはならないだろう、こういうふうに思ひます。

それと伐採した場合、そのまま日本は戦後やはり松くい虫病がしょうけつし、それが一応おさまるわけでありまして、そのおさまつた一つの原因というのは、そのころはまだ薪や炭がございまして、それに病気がなつた木を利用したわけでありまして、現在、それを利用しないというわけでございまして、なるほどわれわれ見てみましても、病気で倒れた木を切つてそのまま捨てておくというのはいかにもつたない気がいたします。茨城県で松くい虫がしょうけつをきわめたとき、これは昭和五十四年の秋でした。このときはちょうど第二次石油危機でございまして、石油価格と同時に木材価格が暴騰したわけでありまして、そうしますとパルプ業者は、じゃあひとつこれを使つてみようという機運が出てきたわけでありまして、岩倉組木材という会社が移動式チップパーを持ち込みまして、五十四年四月から茨城県で始めたわけでありまして、ところが、あいにくその後また木材価格が暴落いたしました。現在、紙パルプ業界は非常に不況でございまして、不況のとき、こういう病気で倒れた木を、一々切つて集めてやるというのは大変コストがかかります。いま御承知のようにチップというのはカナダやアメリカからチップ専用船に乗せてきまして、海岸工場にそのままおろして非常にスムーズにいく体制になつておりますから、そういうわけで、この病気の

木をチップとして利用するのが一とんざしてあります。この病害虫にやられた木だけではなしに、いま間伐材の利用も大変大きな問題になっておるわけですが、やはり外材にコストの面で負けておるといふことから、これをチップとして利用することがなかなかむずかしくなっております。一部で海外からのチップの輸入を制限しろとかそういう話もございしますが、現在、日本が輸入しないといふ世界から袋だきになっておるときに輸入制限措置がとれるのかどうかという問題もございしますし、もう一つ、国内のこういう間伐材とかあるいは病害虫でやられた木をチップとして利用しようとするばどうしてもコスト高になる。そういうコスト高のチップを利用すれば製品価格が上がる。これは大変勝手ではありますが、私は新聞社に属しておりますから、紙の値段が上がる可能性もございします、つまり国内のユーザーの立場というのでもございします。

そういうことで非常にむずかしいわけですが、これも世界の木材資源というのがだんだん枯渇していくその十年、二十年の間、もう少し病気になる松の木ががんばっていただいて、枯渇していくと同時に国際木材市況も上がっていった場合、日本の森林資源というものの採算が合うようになつてくるかもしれない。そのとき、いま守つた森林資源が経済価値を取り戻せば、日本の森林あるいは林業、製材業というものが活力を取り戻すのではないかと。ここの十年、二十年少ししんぼうが必要だ、タイミングが必要だ、そう思っております。

○木村参考人 お答えいたします。

いま、最も何をなすべきかということについてのお尋ねであります。私はこのように考えるわけでありまして。今日の松枯れ問題というのは、政治全般、林政全般の一つの縮図だろうというふうに思ふわけでありまして。時あたかもいま、第二臨調でいろいろ議論をされておりますが、やはり二十一世紀に向けて人類がたどらなければならぬのは、高齢化社会、都市化社会、国際化社会といふ

ふうに、これは何人も否定できないだろうと思うのであります。そういう未来たどるであらう人類が避けて通れない課題というのは、資源と環境問題だと言われているわけでありまして。その資源、環境問題を、二つを同時並行的に貫徹できるのはやはり森林、林業。林業を通して森林に語りかけ、それがなし得る。そういう未来社会といふものを考えた場合に、いま第二臨調でいろいろ議論をされておりますが、残念ながらいまの日本の政治の中で森林、林業がどのような価値を持つたかといふことについて、余りにも低位に見られておるのではないだろうか。その守り手である山村の人口なりあるいは林業の労働力なり、そういう面からすると、結局は伐倒除根が最も有効であるにかかわらず、多くの薬剤に頼らざるを得ないといふところに基本的な問題があるのだらうと思ひます。

そういう意味で、いま外材が七〇％入つてきているといふけれども、現実にはこうやつてしやべつていて一分間に、世界の森林は三十八ヘクタール、四十ヘクタール消費しているという状況でありますから、早晚外材に依存する状況は困難と見なければなりません。そういう意味で、いまは確かに価値を生んでおらぬといふふうに言われますけれども、将来を見通すと、いま枯れていく森林を腐つたままにしておくと、これは大変もつたない話だと思ふのであります。

そういう意味で、次の枯損木利用の問題であります。いま、工場等の施設等について幾つかの改善措置があります。しかしまだ、たとえ枯損木に対してつい最近入手いたしました、燃料にする技術もできたようでありまして、それからまた、チップにするにしてもかなりコストは安くなるように大体なつてきています。ですから、まだこの面の予算措置が不十分でありますから、積極的に進めていくといふことが必要ではないか。日本列島は資源の少ないところでありまして、枯れるのを待つのではないで、積極的に技術開発なりそういう資金投下をやつていくべきだろう、

こういうふうに思ひます。

○金光参考人 昨年、京都で国際ユフロ大会がございました。その前年に世界昆虫学会がやはり京都でございました。オーストラリアから昆虫の研究の方が見えになったときに、かねがね聞いておりましたことにつきまして、きょう申し上げましたオーストラリアの大変小さな町でございまして、その町長さんが町のバルブ工場にお願いをして、町で援助するからこれをバルブに使うようにというふうなことで、狭い地域でございまして、ラジアークマツの枯れたものを全部工場に買い取らせて大変うまい駆除をやつたといふようなことからその周辺の地域に広がって、これは害虫駆除として大変成功をおさめたといふことを聞いておりました。日本でもできるのじゃないか。ただオーストラリア、ニュージーランドと比べますと、あちらは平地でございします。日本は大変起伏の激しい、激しいところが多うございしますので、どこもかしこもというわけにはまいりませんが、搬出等のやさしいところでやればできるのではないかと、これは私の個人的希望でございします。現在の法案の範囲では、特別伐倒除根は破壊、焼却といふふうに限られておりますので、なお、これを積極的に、バルブぐらいしか使ひ道がありませんで、使うといふことにつきましてやはい採算というところが問題になつてまいりまして、相当の補助金等というふうなものを考えなければ、民間の業者が乗つてこないといふことはあらうかと思ひますが、しかしこれは枯れた松といへども大変貴重な天然資源でございまして、私は、これを積極的に利用する方策をこの特別伐倒除根につけ加えるとなおいいなと、個人的な希望で考えております。

○藤田(ス)委員 次に、空中散布による影響について、見里参考人と西口参考人にお尋ねをいたします。時間が限られておりますので一点だけ。私は、せんだつて茨城県に参りまして、空散の様子を調査いたしましたけれども、要するに、被害地は三年まくとか、中害は二年、微害は一年と

いうような実施のやり方を基本方針で決めておりますけれども、現地ではそうはいかない。やめると枯れる、だから次もまくといふことで、同じ地点を空散を続けているといふことを言ひました。これは、私は聞いていて、ちよつとさつぱえびせんみたいな話ですな、やめられない、とまらないみたいなことになりまして、さういふのですが、だけれども、それは、生態系に対する影響といふのは、いままでそこまで考えてとらえられていただらうかという疑問が一つついてまいります。今回、この五年間の空散によつて視力障害を起こすのではないかと、皮膚炎が出てきたとかいふような訴えも聞いておりますけれども、私は、とりわけ三年以上、もしかしたらそれが五年も七年も続くかもしれないこの問題に対して、特に二人から御意見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○見里参考人 空散をやめられないという問題ですが、それは先ほど申し上げましたように、全国の松林の面積の五％の空中散布、それから被害面積の二〇％ぐらいの空中散布しか行われていないといふことで、そばに震源地となる、感染源となる枯れた松林がたぐさんあると、どうしてもそこからカミキリが飛んでまいりますので、守ろうと思つてはいる松林は、やはりその感染源を先ほどのような特別伐倒除根か何かで全部なくしてしまわない限りは、やはりその松林に空中散布をせざるを得ないといふふうになります。

それから、三年といふのが五年、八年続いた場合の自然生態系に及ぼす影響はどうかといふような御質問ですが、スミチオンは比較的早く分解いたしますので、それを現在のところ二年一回のことであれば、それが数カ月の間には全部分解してしまひまして、環境の中には残らないで、それからいろいろなお配りされている調査の中に林野庁でこの五カ年間やられたいろいろな生態系に対する影響が出ておると思ひますが、それでもまたからしはくたつともとに戻るといふようなことが書いてありますが、そういたしますと、それはスミチオンの年二回散布、それが翌年まで残つ

ているという事は考えられないと思いますので、それが三年が五年、十年と続いていた場合にどうかという事は、それほど心配ないと思います。

○西口参考人 農林水産省の参考資料によりますと、いろいろ調査しているのですけれども、A系列定調査、これは空散を始めた五十二年は前年度に対して、前年度が三・六%以内、それが五十二年は二・一%に減少しています。しかしそれ以降は一・九%、二・一%と、ほぼ二%台を維持しているのです。これは顕著な減少とは言えないわけですね。それからB点、C点、D点系列では、減少傾向は見られるのですけれども、最終年度はやはり二%前後の枯損が出ているのです。ということは、空散はそれなりの効果は僕は認めるのですけれども、病原を断つというようなことは空散ではまず不可能だ。そして場合によってはただ被害を長引かせておけるといふところもかなりあるように思われるのです。それで私は、やはり空散というものは非常に限られた特殊な場所だけに限定すべきで、一般的には空散では問題解決にならない、やはり他の防除法を併用して、それでの防除法に移行していくまでの暫定措置だろうというふうに考えております。

どの程度日本におきましては生息しておりますのか、あるいはその活動の特徴はどういうことになっておりますのか、お聞かせいただきたいと思っております。

アメリカにとつて外国樹種であるヨーロッパアカマツとかフランスカイガンショウとか、要するに外国から来たものがアメリカに渡つて、それが向こうではたまたま病気になるという事で、それから、アメリカではそれほど被害がないわけなんです。ところが、日本の場合にはそれは被害が出るという事は、要するに抵抗性がないということから出るのであります。日本の場合には日本の松のほとんどの個体が抵抗性がないということとで現在のような激害になってくる。こういう現象は自国の病原微生物ではとても考えられないことなんです。世界の森林保護の方の文献を調べてみますと、そういう大きな被害というのはすべて外国から来た菌であるかあるいは外国から来た樹種、樹木が自国の病気にやられるという事で、要するに、外国との関係で起こつておるといふことで、日本の場合もそうではないかという疑いを持たれるわけです。

体八〇%は防げる。これは林業試験場の伊藤一雄先生がこの前の委員会でお答えになつております。ですから、完全にはいかなければ、ほかの影響を加味して二回でとめていくというのが現在の実情ではないかというふうに私は感じております。

○金光参考人 マツノマダラカミキリは大変昔、以前から日本にすんでおります昆虫で、最近の松枯れに伴ひまして、これは材線虫と共生と申ししますが、お互いに助け合うというそういう関係で、いま、マダラカミキリが非常にたくさんふえております。

それから御質問のマダラカミキリで枯れない松というのについてですが、私の理解では全体の二割から三割くらいはマダラカミキリでない、材線虫でない枯れがあるというふうに理解をしております。ですから、仮に枯れましてもマダラカミキリがその中から材線虫を持つてほかへ流行病を起こすということがありませんので、これは現在の流行病としての松枯れ対策の中に入れていい、こういうふうに考えております。

（亀井（善）委員長代理退席、委員長着席）

○神田委員 西口先生にお伺いしますが、松枯れの原因になつておりますマツノザイセンチュウは外来病だ、どうもアメリカから来たらしいということであるようでありまして、その辺のところ、たとえばアメリカあたりでは同じような松枯れの現象があるのかどうか、アメリカから来たという根拠はどういうふうなところからお持ちになられておられるのか、教えていただきたいと思つております。

○神田委員 木村参考人にお尋ねしますが、この空中散布その他を含めまして、松枯れ防止に伐倒駆除が一番いいんだという御意見であります。しかしながら、全国の松林の面積その他を考えると、伐倒駆除だけではやはりどうにも人手が足りないわけでありまして、現在のやり方ではむしろ松林の現在置かれてある汚染状況から見まして、伐倒駆除をどういうふうに進めていったら効果が上がるのか、ちよつとお聞かせいただきたいと思つております。

○藤田（ス）委員 ありがとうございます。

○亀井（善）委員長代理 神田厚君。

○神田委員 参考人の皆さん方には大変貴重な御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。時間が限られておりますので、簡単に御質問を申し上げたいと思つております。

○神田委員 西口先生にお伺いしますが、松枯れの原因になつておりますマツノザイセンチュウは外来病だ、どうもアメリカから来たらしいということであるようでありまして、その辺のところ、たとえばアメリカあたりでは同じような松枯れの現象があるのかどうか、アメリカから来たという根拠はどういうふうなところからお持ちになられておられるのか、教えていただきたいと思つております。

○見里参考人 お答えします。

私が二回ではちよつと十分ではないかと言いましたのは、スミチオンが散布されてから有効な期間が大体三週間とされております。したがって、二回散布ですと六週間、一月半くらいの間マツノマダラカミキリから松を守る事が可能なのですが、マツノマダラカミキリの発生期間が大体二月以上にかかるという様なことから、やはりもう一回、三回くらいは散布しなければいけないのではないかと。散布すれば完全に防除できる。しかしながら、いま経済性だとかいふような社会的要因だとかいふことで、二回でも大

○木村参考人 お答えいたします。

今日いただいた状況でいいますと、いまの松枯れ被害全面積について大変な人手と金をかけていくというのには現実的ではないと思つております。しかし、今日の事態を迎えるに当たつて厳正に反省すべきことは反省し、二度と再び繰り返さないという限定が大切ではないか、そういう意味で申し上げているわけでありまして、やはり有効なのは、早期発見して単的に被害にかかつているものを除去するといふことが何と云つても重要だと思つております。したがって、かかるであろう林部に先手を打つといふことも必要でしよう。そういうふうな日常、ふだんの保育管理を有効にしていこうといふことが決めた手だつたと思つておりますが、今日いただいた状況でいいますと、やはり空からまくことも、これは完全ではないですけれども万やむを得ない補完的な、補助的な手段として認めざるを得ないだろう、しかし、有効なのは伐倒駆除であるあるいはまた積極的な保育管理、樹種転換である、そういうことを申し上げているわけでありまして、全く否定しているわけではございません。今日、空からまいていく

○金光参考人 マツノマダラカミキリは大変昔、以前から日本にすんでおります昆虫で、最近の松枯れに伴ひまして、これは材線虫と共生と申ししますが、お互いに助け合うというそういう関係で、いま、マダラカミキリが非常にたくさんふえております。

それから御質問のマダラカミキリで枯れない松というのについてですが、私の理解では全体の二割から三割くらいはマダラカミキリでない、材線虫でない枯れがあるというふうに理解をしております。ですから、仮に枯れましてもマダラカミキリがその中から材線虫を持つてほかへ流行病を起こすということがありませんので、これは現在の流行病としての松枯れ対策の中に入れていい、こういうふうに考えております。

（亀井（善）委員長代理退席、委員長着席）

○神田委員 西口先生にお伺いしますが、松枯れの原因になつておりますマツノザイセンチュウは外来病だ、どうもアメリカから来たらしいということであるようでありまして、その辺のところ、たとえばアメリカあたりでは同じような松枯れの現象があるのかどうか、アメリカから来たという根拠はどういうふうなところからお持ちになられておられるのか、教えていただきたいと思つております。

○見里参考人 お答えします。

私が二回ではちよつと十分ではないかと言いましたのは、スミチオンが散布されてから有効な期間が大体三週間とされております。したがって、二回散布ですと六週間、一月半くらいの間マツノマダラカミキリから松を守る事が可能なのですが、マツノマダラカミキリの発生期間が大体二月以上にかかるという様なことから、やはりもう一回、三回くらいは散布しなければいけないのではないかと。散布すれば完全に防除できる。しかしながら、いま経済性だとかいふような社会的要因だとかいふことで、二回でも大

○藤田（ス）委員 ありがとうございます。

○亀井（善）委員長代理 神田厚君。

○神田委員 参考人の皆さん方には大変貴重な御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。時間が限られておりますので、簡単に御質問を申し上げたいと思つております。

○神田委員 西口先生にお伺いしますが、松枯れの原因になつておりますマツノザイセンチュウは外来病だ、どうもアメリカから来たらしいということであるようでありまして、その辺のところ、たとえばアメリカあたりでは同じような松枯れの現象があるのかどうか、アメリカから来たという根拠はどういうふうなところからお持ちになられておられるのか、教えていただきたいと思つております。

○見里参考人 お答えします。

私が二回ではちよつと十分ではないかと言いましたのは、スミチオンが散布されてから有効な期間が大体三週間とされております。したがって、二回散布ですと六週間、一月半くらいの間マツノマダラカミキリから松を守る事が可能なのですが、マツノマダラカミキリの発生期間が大体二月以上にかかるという様なことから、やはりもう一回、三回くらいは散布しなければいけないのではないかと。散布すれば完全に防除できる。しかしながら、いま経済性だとかいふような社会的要因だとかいふことで、二回でも大

○木村参考人 お答えいたします。

今日いただいた状況でいいますと、いまの松枯れ被害全面積について大変な人手と金をかけていくというのには現実的ではないと思つております。しかし、今日の事態を迎えるに当たつて厳正に反省すべきことは反省し、二度と再び繰り返さないという限定が大切ではないか、そういう意味で申し上げているわけでありまして、やはり有効なのは、早期発見して単的に被害にかかつているものを除去するといふことが何と云つても重要だと思つております。したがって、かかるであろう林部に先手を打つといふことも必要でしよう。そういうふうな日常、ふだんの保育管理を有効にしていこうといふことが決めた手だつたと思つておりますが、今日いただいた状況でいいますと、やはり空からまくことも、これは完全ではないですけれども万やむを得ない補完的な、補助的な手段として認めざるを得ないだろう、しかし、有効なのは伐倒駆除であるあるいはまた積極的な保育管理、樹種転換である、そういうことを申し上げているわけでありまして、全く否定しているわけではございません。今日、空からまいていく

○金光参考人 マツノマダラカミキリは大変昔、以前から日本にすんでおります昆虫で、最近の松枯れに伴ひまして、これは材線虫と共生と申ししますが、お互いに助け合うというそういう関係で、いま、マダラカミキリが非常にたくさんふえております。

それから御質問のマダラカミキリで枯れない松というのについてですが、私の理解では全体の二割から三割くらいはマダラカミキリでない、材線虫でない枯れがあるというふうに理解をしております。ですから、仮に枯れましてもマダラカミキリがその中から材線虫を持つてほかへ流行病を起こすということがありませんので、これは現在の流行病としての松枯れ対策の中に入れていい、こういうふうに考えております。

（亀井（善）委員長代理退席、委員長着席）

○神田委員 西口先生にお伺いしますが、松枯れの原因になつておりますマツノザイセンチュウは外来病だ、どうもアメリカから来たらしいということであるようでありまして、その辺のところ、たとえばアメリカあたりでは同じような松枯れの現象があるのかどうか、アメリカから来たという根拠はどういうふうなところからお持ちになられておられるのか、教えていただきたいと思つております。

○見里参考人 お答えします。

私が二回ではちよつと十分ではないかと言いましたのは、スミチオンが散布されてから有効な期間が大体三週間とされております。したがって、二回散布ですと六週間、一月半くらいの間マツノマダラカミキリから松を守る事が可能なのですが、マツノマダラカミキリの発生期間が大体二月以上にかかるという様なことから、やはりもう一回、三回くらいは散布しなければいけないのではないかと。散布すれば完全に防除できる。しかしながら、いま経済性だとかいふような社会的要因だとかいふことで、二回でも大

ということと軸足を拡大しておるのは、伐倒駆除との組み合わせが足らなかつたと思うのであります。そういう意味で、伐倒駆除すべきところは断固としてやるという方向をとっていくことが必要だ、こういうふうな思いです。

○神田委員 大谷参考人に御質問いたします。

先生おつしやられましたように、どうも下からの盛り上がりがないといいますが、そういう意味では行政の方が非常に森林所有者やその他に對しまして——その人たちが自分たちの力で自分たちの山を守るという姿勢が少し欠けていて、そういうふうな御意見だつたかと思うのであります。ここまでは汚染されてしまつたかという状況を、たとえばどんなふうな形で民間のそういう人たちを組織をして、この人たちにやる気を起こさせる方法といひますか、そういうものはあるというふうにお考えになりますか。

○大谷参考人 これはもう戦後の、現在の日本人の生活態度にかかわる問題でございまして、私は新潟県と長野県の山間部に行きまして、農家で周囲は森林に囲まれているのですけれども、灯油ストーブをたいてはいるのです。私が、周囲にたくさん木があるからいろいろ何かしないのですかと聞きますと、いまいろいろというは、木を切る費用は非常にたくさんかかるから、旅館の観光のいろいろしか採算が合わないのだというお話でございまして、でもあなたのお宅で薪を使えばいいじゃありませんか、それは場所が松之山温泉というところなんです、ところがその木を切つて薪にするくらいなら、日備取りに雇われて働いて灯油ストーブを買つた方がはるかに安くつくという状態です、日本もここまでは来たのかとびっくりしたような次第であります。さつきいろいろ申し上げましたように、海岸の森林のゴルフ場は死守するといふこととございしますが、どうも日本人の生活態度といふのは高度成長ですっかり油づけになりまして、石油ショックといふのはそういう反省を示すいい機会だと思つたのですけれども、やはり生活態度はなかなか変わらない。また今度石

油の値段が少し下がつたりしてございまして、なんでもしょうけれども、どうもこれは戦後日本人の生活水準といふのですか生活態度といふのですか、それは大革命を起した後ですから、もう一度見直すといふのは少しむづかしいのではないかとと思つております。

それで、わりに松枯れ対策に渡り大蔵省が予算をちよつとふやしたりしてゐるのは、これは明らかに、たとへば財界人などが松の木を保護に非常に熱心なのは、彼らがゴルフ場に行きましてゴルフ場の松の枯れたのを見てなるほどと感心しているわけだといひまして、そうでなければこんな熱心には動いてこないと思ひます。結局、どうも利害関係が密着でないと、利害関係と言ひますとちよつとどぎつたのですけれども、やはりその山の所有者とかあるいはその近くの住民と松の木の有機的なつながりが薄らいだ昨今、その盛り上がりといふのが非常にむづかしいという気がしてなりません。

いま、地元の盛り上がりがないと申し上げましたけれども、たとえば虹ノ松原とか非常に熱心なところがたくさんございまして、それで指導者のよろしきを得ればそういうこともあり得ると思ひますが、全国の平凡な松の林といふものを積極的に盛り上げる一つのエネルギーがどうもないというのが率直な感想でございまして。

○神田委員 時間もなくなりましたので、非常にお答えしにくい問題かもしれませんが、現在の汚染状況を一〇〇として、この法律は五年間の時限立法になつておりますが、この五年間にどの程度の被害の防止ができるのか。一二〇という場合もあるでしょうし、もっと被害が拡大するといふこともありますけれども、その辺のところをひとつ端的に御感想を順次お述べいただきたいと思います。

○金光参考人 率直に申しまして、わかりません。少し下向くのではないか、そんな感じでござい

○西口参考人 数量的なことはとても申し上げる

ことはできません。さつきも言ひましたように、これはやはり一種の実験じゃないかと思つたのです。これでもつてはつきり、どれだけ減るといふものじゃなくて、これで食い止められれば、これも続けるという一種の実験的なものではないかと私は見ております。しかし、できるだけこれでもつて何とか防げないといけないというふうには思つておつたのであります。

○見里参考人 先ほど申し上げましたように、空中散布をやつてゐる面積が全体の松林に比べますと非常に少ないので、空中散布その他薬剤で防除するところは私は守られると思ひますが、そうでない松林といふのはやはり被害が進んでいくのではないかとこのうふうに思ひます。

○木村参考人 いまの法案で推移するならば、大変悲觀的だと言わざるを得ません。農水委員会の諸先生方の御理解はあるにしても、国会の他の委員会の諸先生方に本当に森林、林業のこと御理解いただくというそういう政策展開が将来期待を置けるかどうかという点にかかつてゐるだろう、とりわけ林業労働についてどれほどの手を打たれるか、金をかけるかといふところに決め手があるだろう、こういうふうな申し上げます。

○大谷参考人 どうも五年目に議事録を見られたりすると大変恥かしい話で、予言はしたくないのですけれども、願望として、やはり被害額のカップが日を追つて下になつていくといふことを祈る、そういうことでございまして。

○神田委員 どうもありがとうございます。

○羽田委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席いただき、貴重な御意見を述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

次回は、明十七日水曜日委員会を開会すること

とし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時九分散会

農林水産委員会議録第三号中正誤

ベシ 段行 誤 正
元 三 三 騒いが時期 騒いだ時期

同 第四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
七 二 未七 受け取め 受けとめ
八 四 未七 所信表面 所信表明
三 三 未八 学謝経験者 学識経験者
一 末二 整理 整備

